

2026年度入学者用

履修の手引

総合医療学部

医療創生大学の教育理念・目的

科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生

医療創生大学の教育方針

医療創生大学は、「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」という教育理念・目的に基づいて教育研究活動を行い、社会に有為な保健医療人材の養成を目指しています。

教育理念（目標）の実現に向けて、本学で何をどのように学び、卒業時・修了時に、何を身につけたか、何ができるようになったかという観点から、本学の特色を踏まえたディプロマポリシー（学位授与方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）を策定しています。

Ⅰディプロマポリシー（学位授与の方針）

医療創生大学（以下本学）は、教育理念・目的に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 幅広い教養と専門分野についての十分な知識・技能を身につけ、それらを活用して保健医療等に関する基本的な問題を解決することができる。
2. 広い視野と思考力・判断力等を身につけ、困難な課題や予測不能な事態にも適切に対処することができる。
3. 主体性を持ち、生涯にわたって学び続けながら社会に貢献する人材としてふさわしい態度を示すことができる。
4. 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働することができる。

Ⅰカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学では、教育理念・目的を達成するために、以下のような方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

1. 幅広い教養を身につけるために、初年次教育科目、一般教養科目の科目群を設け、講義科目・演習科目等を配置する。
2. 専門的な知識・技能を身につけるために、専門教育科目を設け、講義科目・演習科目等を段階的・体系的に配置する。
3. 知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力等、社会生活で必要となる能力を総合的に身につけるために講義科目・演習科目・実験・実習等の科目を段階的・体系的に配置する。
4. 主体性を持ち、生涯にわたって学び続けながら社会に貢献する人材としてふさわしい態度を身につけるために演習科目・実験・実習等の科目を配置する。
5. 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働する力を育むために実験・実習等の科目を段階的・体系的に配置する。

Ⅰアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

本学は、教育理念・目的と以下の方針に基づいて入学者を受け入れます。

1. 大学で教育を受けるために必要とされる基礎的な知識・技能を身につけている。
2. 大学で教育を受けるために必要とされる基本的な思考力・判断力・表現力等の能力を身につけている。
3. 大学で教育を受けるために必要な態度を身につけている。

目次

大学での学修のスタート

1. 履修の手引 4
2. ガイダンス 4
3. 大学からの連絡方法 4
4. 質問・相談 4

大学の授業

1. 授業の期間（学年・学期） 5
2. 授業科目の履修 5
3. 授業時間 5
4. 出席 5
5. 欠席 7
6. 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症の分類 8
7. 休講・補講、教室変更 9
8. 公共交通機関が運休した場合の授業の取扱い 9
9. 災害時の休講措置 10

授業科目の構成

1. 授業科目の区分 11
2. 授業科目の分類 11
3. 授業科目の配当学年 11
4. 授業科目のナンバリング 12

単 位

1. 単位数 13
2. 単位の認定 13

履修計画・登録

1. 年間履修登録単位数の上限 14
2. 履修登録の決まりごと 14
3. 再履修 14
4. 再履修に対する受講免除 14

試 験

1. 定期試験 15
2. 追試験 16
3. 再試験 17
4. レポート 17

成 績

1. 成績評価 18
2. GPA制度 18
3. 成績表・卒業合否通知 19

進級と卒業 20

履修に関する各種制度と諸注意

1. 特別履修・聴講 20
2. 休学者が復学した場合の履修 20

総合医療学部のカリキュラム

1. 教育研究上の目的 21
2. 学部の方針 21

理学療法学科のカリキュラム

1. 教育研究上の目的—養成する人材像 22
2. 学位 22
3. 学科の方針 22
4. 教育課程の特色 24
5. 卒業要件と授業科目 27
6. 進級判定 28
7. 卒業判定 28
8. 理学療法学科の科目一覧 29
9. 理学療法学科のカリキュラム・ツリー 31
10. 理学療法学科のカリキュラム・マップ 32

看護学科のカリキュラム

1. 教育研究上の目的—養成する人材像 33
2. 学位 33
3. 学科の方針 33
4. 教育課程の特色 35
5. 卒業要件と授業科目 39
6. 進級判定 40
7. 卒業判定 40
8. 看護学実習の履修要件 41
9. 保健師養成課程 42
10. 看護学科の科目一覧 44
11. 看護学科のカリキュラム・ツリー 46
12. 看護学科のカリキュラム・マップ 47

心理学科のカリキュラム

1. 教育研究上の目的—養成する人材像	48
2. 学位	48
3. 学科の方針	48
4. 教育課程の特色	50
5. 卒業要件と授業科目	53
6. 進級判定	54
7. 卒業判定	54
8. 取得可能な資格	55
9. 4年次開講科目「心理実習」	57
10. 心理学科の科目一覧	58
11. 心理学科の履修モデル	60
12. 心理学科のカリキュラム・ツリー	63
13. 心理学科のカリキュラム・マップ	64

作業療法学科のカリキュラム

1. 教育研究上の目的—養成する人材像	65
2. 学位	65
3. 学科の方針	65
4. 教育課程の特色	67
5. 卒業要件と授業科目	70
6. 進級判定	71
7. 卒業判定	71
8. 作業療法学科の科目一覧	72
9. 作業療法学科のカリキュラム・ツリー	74
10. 作業療法学科のカリキュラム・マップ	75

学則等諸規則

1. 学則	76
2. 学位規程	81
3. 学生規程	82
4. 研究生規程	83
5. 研究生申込手続要領	83
6. 国家試験対策生規程	84
7. 国家試験対策生手続要領	84
8. 科目等履修生申込手続要領	85
9. 聴講生申込手続要領	85
10. 転部・転科に関する細則	86
11. 再入学に係わる内規	86

学校法人医療創生大学 個人情報保護への取組み

キャンパス案内図

大学での学修のスタート

大学での学修は、一人ひとりがそれぞれの勉学の目標を定め、入学時から卒業までの長い期間にわたって、余裕のある計画を立てることから始まります。

計画を立てた上で、自分で受講する授業科目を考え、決定し、受講することになります。このことを「履修」といいます。

1. 履修の手引について

本書「履修の手引」は、履修方法、進級時や卒業時に必要な単位数・科目について解説しています。必ず、熟読し、進級や卒業の決まりについてよく理解しておいてください。

2. ガイダンスについて

大学では、前期及び後期のはじめに「ガイダンス」を行い、科目の履修方法・登録方法・変更点などを説明します。

学生にとって、ガイダンスは必要な情報を得るための重要な機会ですので、必ず出席してください。また、年次に応じた詳しい説明などがありますので、毎年、出席してください。

ガイダンスを欠席して必要な情報が得られないと、結果的に自分が不利益を被ることになりますので、注意してください。

3. 大学からの連絡方法について

大学では連絡事項などは、原則として『C-Learningの学生掲示板』によって行います。少なくとも1日1回は必ず確認する習慣をつけてください。

また、休講・補講・試験や教室変更などの連絡事項については、科目担当教員より連絡します。

掲示・連絡等をした内容はすべて学生に伝達されたものとして取り扱います。掲示・連絡等を見落としたことにより不利益を被っても、学生各自の責任となりますので十分に注意してください。

4. 質問・相談について

(1) 履修関係

○履修に関する質問・相談は事務局（本館1階）で受け付けます。

平日 9:00～17:00

土曜日 9:00～15:00

○進級や卒業要件等に関する質問・相談は本手引と成績通知書を携帯した上で学科長やチューター、事務局（本館1階）に行ってください。

(2) 教員に質問・相談をしたい場合

事前に、教員の出講日、オフィスアワーを確認し直接研究室を訪ねてください。

非常勤講師の場合は事務局（本館1階）へ申し出てください。

大学の授業

1. 授業の期間（学年・学期）について

本学の「学年」は4月1日から翌年3月31日までの間とし、1年間の学修期間を2つの学期に区分しています。

前期 4月1日から9月21日まで

後期 9月22日から翌年3月31日まで

※後期授業の開始は年度により変更する場合がありますので、年度ごとにC-Learningで配信されるスクールカレンダーを確認してください。

2. 授業科目の履修について

授業科目の履修方法は、すべて学則に定められています。学生のみなさんは学則に基づいて履修計画を立て、卒業に必要な単位を修得しなければなりません。

本書「履修の手引」は、学則を基に授業科目の履修方法を解説したものですので、熟読し、計画的に履修してください。

大学では毎年、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。履修登録とは、学則によって定められたカリキュラムに基づき、自分で履修すべき授業科目を選択し、登録・申請することです。卒業のための要件は厳格に定められていますので、1年生から計画的に履修する必要があります。

なお、一般教養科目における選択科目については、履修者数が一定数に満たない場合、開講しないことがあります。履修登録後、科目を開講しないことが決定した場合は、C-Learningで当該科目の履修登録者に通知されます。

履修登録の方法については、本手引P.14「履修計画・登録」を参照してください。

3. 授業時間について

授業時間は原則として下表のとおりです。

本学における1回の授業時間は90分を基準としています。但し、期末試験等は時限・時間が異なる場合がありますので、十分に注意してください。

時 限	授 業 時 間
1	9：00～10：30
2	10：40～12：10
3	13：20～14：50
4	15：00～16：30
5	16：40～18：10
6	18：20～19：50

4. 出席について

(1) 出席の重要性

授業はすべて出席することが前提であり、何回まで休めるといえるものではありません。したがって、各科目で設定されている成績評価方法および基準によっては、毎回出席しなければ早い段階で単位の修得が不可能になり、試験を受けることができなくなる場合があります（課題提出や小テストなどが実施されるため欠席が多いと授業についていけなくなります）。

(2) 出席方法

出席は、以下の2種類の方法からC-Learningを利用して行います。

○ブラウザ

<https://isu-u.c-learning.jp/s/>

※ユーザー ID、パスワードを入力しログインする。



○スマートフォンアプリ

C-Learning [for Student]

※アプリストアで「Cラーニング」で検索し、C-Learning for Student（学生用青色）をインストールしてください。

※ログイン画面上の『団体契約の方へ』を選択し、団体ドメイン名『isu-u』を入力、ログイン画面が表示されるので、ユーザー ID、パスワードを入力しログインする。



講義一覧から授業科目を選択すると、出席受付中の画面に切り替わりますので、科目担当教員から伝えられた「確認キー」を入力し『出席する』ボタンを選びます。出席状況が表示されますので、必ず出席が受け付けられたことを確認してください。

(3) 出席の受付時間帯による出欠の扱い

出席の受付時間帯	出欠状況	C-Learning上の表記
授業開始10分前から開始まで	出席	出席
授業開始時から開始後30分まで	遅刻（出席扱い）	遅刻（出）
授業開始後30分以降	遅刻（欠席扱い）	遅刻（欠）
入力がない場合	欠席	欠席

5. 欠席について

本学においては公欠というものは存在せず、原則いかなる欠席も通常の欠席として取り扱います。但し、学校保健安全法で定められた感染症による出席停止や忌引等の下表1～5に記載されるようなやむを得ない事情の場合、C-Learning上の表記を以下の通りとします。

以下の理由で授業を欠席する場合は、C-Learningから欠席届を提出してください。届出時には、医師の診断書の写し等の添付が必要となります。下表を確認の上、手続きを行うようにしてください。

- 下表1～4……事後（治癒後登校時等）1週間以内
- 下表5～8……事前1週間前まで

なお、この欠席届はあくまで欠席報告を届け出るものであり、成績評価にあたっての配慮を行うかどうかについては、各科目担当教員の判断に委ねられています。**この欠席届の提出により、科目担当教員による成績評価における配慮を確約するものではありません。**また、欠席した授業については、科目担当教員に当日行われた全ての授業内容を各自で確認してください。

理 由	添付書類等	C-Learning上の表記
1. 本人の病気・怪我	医師の診断書の写し、医療機関による検査結果が記載された文書、または医療機関の領収書の写し	病欠
2. 学校保健安全法で定められた感染症 (P.8 参照)	医師の診断書の写し、または治癒証明書の写し なお、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症については、疾患を特定できる薬剤情報（診療明細書の写しまたはお薬手帳の写し）、検査結果を提出することにより、診断書等の提出を省略することができます。	出停
3. 忌引（3親等まで） 1 親等：父母、配偶者、子 連続7日間 2 親等：祖父母、兄弟姉妹 連続5日間 3 親等：おじ、おば、甥、姪、曾祖父母 連続3日間 ※上記期間内に、日曜日・祝日等の大学の休業日がある場合、「忌引の日数」に含まれます。	死亡に関する書類 (死亡診断書の写し、会葬礼状等)	忌引
4. 公共交通機関の遅延	遅延証明書	遅延
5. 就職活動の面接、試験	就職試験案内等の写し (日時・場所等の記載されたもの)	就活
6. 実習等（単位認定を伴うもの）	実習等を証明できる書類の写し	実習
7. 課外活動	大会等への出場を証明する書類の写し	他
8. その他の活動	その他の活動を証明する書類等	

〈欠席届の申請〉

C-Learning → 学生掲示板 → 教材倉庫 → 各種届出 → 欠席届

6. 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症の分類について

学生が下表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止となります。

但し、出席停止期間の基準は下記のとおりですが、症状により個人差がありますので、医師の指示に従ってください。

なお、出席停止となった期間の授業・定期試験については、不利益とならないよう、所定の手続きにより配慮します。

感染症名	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱	治癒するまで
	マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	
	特定鳥インフルエンザ (感染症法第6条第3項第6号に規定する)	
	上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳 ^{せき}	特有の咳が消える、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症*	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	主治医において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	細菌性赤痢、コレラ	感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157 など)	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の伝染病	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症

※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。

〈出席停止の日数の数え方〉

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を1日目とします。

(例)「解熱した後3日を経過するまで」の考え方

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
	解熱	1日目	2日目	3日目	出席可能	

(例)「インフルエンザで発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」の考え方

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症(発熱等)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能
			解熱	1日目	2日目	

(例)「新型コロナウイルス感染症で発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の考え方

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症(発熱等)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能
				軽快	1日目	

〈症状軽快とは〉

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

7. 休講・補講、教室変更について

- (1) 科目担当教員よりC-Learningで連絡します。
- (2) 授業開始時刻後であれば、職員が直接教室へ行き、口頭で連絡します。教室の黒板を使つての休講連絡は行いません。
- (3) 授業開始時刻を30分経過しても休講等の連絡がない場合は、受講している学生の代表者（誰でも構いません）が事務局（本館1階）へ行って指示を受け、その指示を受講者全員に確実に伝えてください。
- (4) 休講となった授業は、補講期間または教員の指定する期日に補講を行います。
- (5) 学生からの休講・補講、教室変更に関する電話、電子メールなどでの問い合わせには一切応じません。
※当日の連絡になる場合もありますので、各自で確認してください。

8. 公共交通機関が運休した場合の授業の取扱いについて

公共交通機関	基準時刻	運休による授業の取扱い
○電車：JR東日本 ○バス：新常磐交通	午前7時現在（NHKニュース）	大学ホームページ及びC-Learningにて、休講情報などの確認をしてください。

※電話もしくは電子メールなどでの問い合わせには一切応じられません。

9. 災害時の休講措置について

災害（地震、台風、大雪）等により、大学周辺の交通機関が停止し、授業および試験等の実施に支障をきたすような事態が発生した場合、またはそのような事態が想定される場合は、以下のとおりとします。

(1) 休講の取扱い

1. いわき市における警戒レベル5（命の危険が迫っているため、迅速な避難）の場合
 - ・全日休講とします。
 - ・大学における学生の活動を認めません。
2. いわき市における警戒レベル4（対象地域の住民（ここでは大学がある中央台近隣地区を指す）は、速やかに危険な場所から避難）の場合
 - ・全日休講とします。
 - ・大学における学生の活動を認めません。
3. いわき市における警戒レベル3以下の発令の場合
 - ・原則として、休講としません。
 但し、災害により公共交通機関が運休した場合は、以下の措置を講じます。

公共交通機関	授業の取扱い
7：30時点でJR東日本または新常磐交通が運休となっている場合	1・2限目を休講とする
10：30時点でJR東日本または新常磐交通が運休となっている場合	3限目以降を休講とする

※当日、居住地域での避難指示等を理由にした欠席は欠席扱いとしません。

(2) 周知・連絡体制

今後の対応については、ホームページ、C-Learningで連絡します。

(3) 安否確認

安否確認は、原則、大きな災害（避難指示が発出された等）で中央台近隣地区が被災した場合に行います。

（地震の場合は、福島県、茨城県のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合とします）

なお、安否確認はC-Learningを通じて行いますので、受け取った際には必ず回答してください。

授業科目の構成

1. 授業科目の区分について

授業科目は、その内容により、以下のように区分されています。

- 初年次教育科目
- 一般教養科目
- 専門教育科目

また、学修期間により、以下のように区分されています。

- 通年科目：1年間（30週）にわたって履修する科目
- 前期科目：前期（15週）にわたって履修する科目
- 後期科目：後期（15週）にわたって履修する科目

※なお、夏期休業中などの期間に集中して授業を行う場合があります（＝集中講義）。

2. 授業科目の分類について

必修科目	卒業資格を得るために必ず修得しなければならない科目
選択必修科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で、指定された範囲から選択し、一定の単位数以上、必ず修得しなければならない科目
選択科目	卒業に必要な所定の単位数を満たす上で選択できる科目
自由科目	卒業に必要な単位の中に含まれない科目

3. 授業科目の配当学年について

授業科目は、その開講される学年（配当学年）が定められ、順序づけられています。したがって、自分の学年に配当された授業科目および自分の学年より下の学年に配当された授業科目を履修しなければなりません（再履修を含む）。

なお、自分の学年より下の学年に配当された科目の履修については、自分の学年の必修科目と時間割上重複する場合があります。当該年度の履修科目は必ず単位修得するよう心がけましょう。

4. 授業科目のナンバリングについて

ナンバリングとは、授業科目に番号を付して分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みのことです。本学では、6桁の記号を用いています。

総合医療学部

- ① 最初の1桁の記号（アルファベット）は学科等を表します。
- ② 2桁目の記号（アルファベット）は科目区分を表します。
- ③ 3桁目の記号（数字）は配当年次を表します。
- ④ 4桁目の記号（数字）は学期を表します。
- ⑤ 5桁、6桁の記号（数字）は通し番号（01～99）です。

【例】人体の構造 I

		<u>Z</u>			<u>P</u>			<u>1</u>			<u>1</u>			<u>01</u>
①学科等		②科目区分		③配当年次		④学期		⑤通し番号						
コード	学科名	コード	区分	コード	年次	コード	学期	01～99						
Z	理学療法	P	専門	1	1年	1	前期							
N	看護	G	一般	2	2年	2	後期							
P	心理	R	研究	3	3年	3	通年							
A	作業療法	C	実習	4	4年	4	集中							
G	一般教養科目	X	その他											

単 位

本学では単位制を採用しています。単位制とは、授業科目にそれぞれ定められた単位があり、その授業科目を履修して試験に合格すれば単位が与えられる制度をいいます。

総合医療学部では4年以上本学に在学し、所定の単位を修得すれば卒業と認定し、学士の学位が授与されます。なお、在籍することができる期間は、総合医療学部では5年以内となります。但し、休学期間は在籍期間に算入されます。

1. 単位数について

授業科目の単位数は、すべて学則で定められています。単位数とは、授業科目の学修に必要な時間量のこと、履修した授業科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるものです。

各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする構成内容をもって1単位とすることを標準とします。

但し、単位数の算出方法は授業の種類や形態によって異なり、授業の方法に応じた教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して決められます。授業の他に、予習・復習といった教室外での学修時間も含めて成り立っています。

本学の場合、原則として次の基準により単位数を計算しています。なお、本学では1時限の授業を2時間とみなしています。

講 義 ・ 演 習	15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 単位の認定について

授業科目を履修し、下記の条件を満たせば、所定の単位が認定されます。

- 履修登録が確実に行われていること。
- 当該科目の授業に3分の2を超えて出席していること。
- 当該科目の評価が合格点（P.18参照）に達していること。

履修計画・登録

それぞれの年度でどのような授業科目を履修するかという計画を「履修計画」といいます。

また、年度の初めごとに、履修の手引、シラバス、時間割表に従って、その学年に履修する科目を選択し、決められた期間に「履修登録」をしなければなりません。

1. 年間履修登録単位数の上限について

授業科目の履修にあたっては、系統かつ総合的な学修を考慮し、予習・復習時間を十分に確保し、計画的な履修が行えるように当該年度に登録できる単位数の上限を設けています。

年間履修登録単位数の上限：45単位

2. 履修登録の決まりごとについて

- 履修登録は「前期のみ開講」、「後期のみ開講」、「集中講義による開講」などに係らず、年間すべての科目を履修登録しなければなりません。登録漏れのないようにしてください。
- 履修登録をしていない科目は、受講して試験を受けても単位が認められません。
- 時間割表の2ヶ所以上で開講されている科目については、どこか1ヶ所で登録してください。
- 一度単位を修得した科目を再度履修することはできません。
- 同一時限に2科目以上を履修登録することはできません。
- 授業開始後の所定の期間内に限り、登録内容の変更（科目の追加・変更・取消）を認めます。
- 前期に修得できなかった科目も年間履修登録単位数の上限（45単位）に含まれます。前期に修得できなかった科目を取り消すことはできません。
- 一度修得した単位および成績は取り消すことができませんので、慎重に計画を立ててください。
- 履修登録の有効期限は当該年度限りであり、履修登録は毎年度行わなければなりません。

※履修登録の注意点

一般教養科目における選択科目については、履修者数が一定数に達しない場合、開講しないことがあります。そのため、履修計画を立てる際には、次の選択肢も考慮しておいてください。

3. 再履修について

再履修とは、前年度またはそれ以前に履修登録をして単位を修得できなかった科目を、翌年度以降に改めて履修することです。

再履修に際して注意する事項は、次のとおりです。

- 必修科目の単位を修得できなかった場合は、必ず再履修して修得する必要があります。
- その他の科目について、再履修するかどうかは、各自の意思に任せられています。
- 再履修科目の履修登録・試験などは、新規に履修する科目の場合と同様です。

4. 再履修に対する受講免除について

該当学科：看護学科

当該学年の必修科目と下位学年の不合格必修科目が時間割で重複した場合、下位学年の不合格必修科目の受講を免除する制度です。但し、下位学年の不合格選択科目及び不合格選択必修科目は対象外です。

履修登録期間に、所定の用紙により担当教員の指示する学習計画（補講、自学自習等）に基づき試験等により評価しますので、必ず担当教員に学習計画を確認し、指示に従ってください。

試 験

本学では定期試験及び臨時試験（追試験、再試験）を次のように分類します。

1. 定期試験について

定期試験とは、「前期末、学年末に定期的に行う試験」をいいます。原則として、授業終了後に実施します。

定期試験の実施時間は下表のとおりです。なお、試験時間を間違えた場合は、追試験を受けることができませんので、注意してください。

試験時限	60分の場合	90分の場合
1	9:00～10:00	9:00～10:30
2	10:40～11:40	10:40～12:10
3	13:20～14:20	13:20～14:50
4	15:00～16:00	15:00～16:30
5	16:40～17:40	16:40～18:10
6	18:20～19:20	18:20～19:50

※チャイムは通常授業通りです。

〈試験時の注意事項〉

試験の際には、以下に示す事項を厳守してください。

- ① 受験できる科目は、年度初めに「履修登録」をし、許可を受けたものに限られる。
- ② 授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。但し、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は考慮されることがある。
- ③ 授業料等未納者は、全ての科目の受験資格を失う。
- ④ 受験に際しては、次のことに留意すること。
 - 試験場は授業が行われる教室とは異なる場合があるので注意すること。
 - 受験の際は、学生証を提示すること。学生証の提示場所は、座席の通路側の机上とする。
定期試験当日に学生証を忘れた者は、事務局（本館1階）で仮学生証（有料、当日限り有効）を発行してもらうこと。
 - 答案には、学部、学科、学籍番号、氏名を明瞭に記入すること。
記入していない答案は無効となる。
 - 特に許された参考資料等の他は、試験場に持ち込むことができない。
 - 不正行為をした者には、次の処分が行われる。
 - i. その時点で受験を停止する。
 - ii. それ以降の期間内の受験はできない。
 - iii. 不正行為科目および受験できない科目の成績はつけられない。
 - iv. その氏名を学内に掲示する。
 - その他、試験場ではすべて試験監督者の指示に従うこと。

2. 追試験について

追試験とは、「病気その他やむを得ない事情により、定期試験を受けられなかった学生を対象に行う試験」をいいます。但し、追試験の評価は下表のとおりです。

(1) 追試験の手続き

追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書・受験票及び必要書類を事務局（本館1階）へ提出してください。審査の上、後日、許可証を発行します。なお、追試験を願い出る学生は、C-Learningから欠席届を提出していることが申請条件となります。

追試験申請書・受験票は C-Learning → 学生掲示板 → 教材倉庫 → 各種届出 からダウンロードしてください。

(2) 認められる事由、必要書類、評価基準

事 由	必 要 書 類	追試験料	評価基準
1. 感染症※	医師の診断書	なし	100点満点
2. 実習等（教育実習、介護体験、福祉実習、インターンシップ等）	担当部署の発行する書類		
3. 就職試験	就職試験案内等（受験票）		
4. 忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等		
5. 交通機関の遅延	遅延証明書		
6. 交通事故	事故証明書		
7. 裁判員裁判	公的証明書		
8. その他の公的な事由	公的証明書		
9. その他の私的な事由	学生の所属する学部の学部長押印のある理由書	1,000円	90点満点

※感染症は学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症とする。（P.8を参照してください）

(3) 追試験料

前掲出表の「9. その他の私的な事由」のみ追試験料を徴収します。

追試験料は1科目につき1,000円で、学内専用証紙により納めてください。

3. 再試験について

(1) 再試験の手続き

定期試験終了後、科目担当教員より再試験の該当者を掲示します。再試験の該当者は再試験受験票に必要な事項を記入の上、学内専用証紙を貼付し、再試験当日に必ず持参してください。科目担当教員が回収します。

なお、再試験受験票は C-Learning → 学生掲示板 → 教材倉庫 → 各種届出 からダウンロードしてください。

(2) 再試験料

再試験料は1科目につき1,000円で、学内専用証紙により納めてください。

再試験とは、「定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている科目について行う試験」をいいます。但し、再試験の評価は60点満点です。

1. 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。
2. 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。(科目数の制限なし)
※保健師養成課程受講者においては、保健師養成課程必修科目を含む。
3. 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。

なお、原則として、健康・スポーツ1、健康・スポーツ2、実験・実習科目、ゼミナールおよび学科の指定した科目の不合格者は対象外になります。

4. レポートについて

授業科目の性質上、担当教員が試験よりも学修効果があると判断した場合、試験に代えてレポートを課します。

成績

1. 成績評価について

成績は、S・A・B・C・Fの評価で表し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とします。合格判定科目については、PまたはHで表し、Pを合格、Hを不合格とします。他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表します。なお、不合格の科目は成績証明書には記載されません。

また、成績評価に不明な点等がある場合は、成績質問受付期間に事務局（本館1階）で所定の用紙に記入し提出してください。

後日、事務局より科目担当教員から回答を通知します。

点数	評価	合否
90～100	S	合格
80～89	A	
70～79	B	
60～69	C	
0～59	F	不合格

2. GPA制度について

(1) GPAとは

Grade Point Averageの略で、履修科目の成績の平均を数値で表わしたものです。この数字を見ることで、自分の成績をより客観的に把握することができます。

(2) GPAの計算方法と利用

成績評価のS、A、B、C、Fにそれぞれ4、3、2、1、0の数値（GP）を与えます。次にそれぞれのGPに科目の単位数を乗じ、その合計を履修科目の総単位数で除して算出します。GPAは小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値とします。

つまり、講義の単位数によって、GPAの計算に対する重みが違ってきます。

点数	評価	GP (評点)
90～100	S	4
80～89	A	3
70～79	B	2
60～69	C	1
0～59	F	0

$$\text{GPA} = \frac{\text{【履修科目の単位数} \times \text{GP】の合計}}{\text{履修した講義の総単位数}}$$

○計算例

講義	学生Zの成績	学生Yの成績
英語 2単位	B (GP: 2)	A (GP: 3)
一般教養 2単位	A (GP: 3)	S (GP: 4)
実習 8単位	S (GP: 4)	B (GP: 2)

どちらも成績のS、A、Bの数は同じであるため、どちらも同じ成績に見えます。GPAで計算してみると、以下のようになります。

$$\text{学生ZのGPA} = \frac{2 \text{ 単位} \times 2 + 2 \text{ 単位} \times 3 + 8 \text{ 単位} \times 4}{2 + 2 + 8} = 3.5$$

$$\text{学生YのGPA} = \frac{2 \text{ 単位} \times 3 + 2 \text{ 単位} \times 4 + 8 \text{ 単位} \times 2}{2 + 2 + 8} = 2.5$$

同じ授業を受けていて、取得単位数が同じで、一見同じ成績に見えても、評価も数値化すると、GPAの差は1.0となり、違いが出ます。

GPAはさまざまな判断材料として利用されます。本学においては以下のことで利用しています。

- 奨学金等採用判定基準
- 修学支援及び履修指導
- 成績優秀者表彰基準
- 該当学科：看護学科 保健師養成課程履修者の選抜
- 該当学科：心理学科 4年次科目「心理実習」の履修要件

GPAの詳細については、事務局（本館1階）に問合せください。

(3) 本学におけるGPAのルール

本学では、次のようなルールでGPAを計算します。

- 卒業に関わるすべての履修科目（初年次教育科目、一般教養科目、専門教育科目）を対象とする。
- 合格判定科目（P, H）及び認定科目（単位互換による他大学の単位等）は含めない。
- 不合格科目も計算の対象とする。（履修登録済で受講しなかった科目“放棄科目”があると、GPAは下がります。）

3. 成績表・卒業合否通知について

- 成績表は、随時、確認することができます。但し、成績が確定するのは年度末です。また、学期末に保証人宛に通知します。
- 卒業合格通知は、2月下旬に本館1階エントランス内に掲示でお知らせします。また、3月上旬頃に保証人宛に通知します。

進級と卒業

各学科において、進級および卒業の可否を判定する制度があります。詳細は、ご自身の学科の「進級判定について」「卒業判定について」の掲載頁で確認してください。休学等によって在学年数を満たしていない場合または進級判定、卒業判定で不合格となった場合は留年となります。

なお、留年となった場合でも、その後の進級や卒業の判定基準および卒業に必要な要件は、入学年度の「履修の手引」のとおりですので注意してください。

履修に関する各種制度と諸注意

1. 特別履修・聴講

他学科の専門教育科目を学びたい場合は、「特別履修」および「聴講」という制度があります。

(1) 特別履修について

特別履修では、受講した科目について単位を修得することができます。

〔認可基準〕

特別履修を許可するのは、下の①～⑤を満たし、かつ学長が許可した場合とします。

- ① 自分の学年または自分より下の学年に配当された科目であること。
- ② 教育設備に余裕があること。
- ③ 受講する能力があると認められること。
- ④ 当該科目担当教員が履修を認めていること。
- ⑤ 将来その科目を修得する必要があると認められること。

〔受講手続〕

特別履修を希望する学生は、履修登録・確認期間中に事務局（本館1階）にある指定用紙に記入の上、申込みを行い、許可された者は履修登録を行います。

(2) 聴講について

聴講は単位の修得を目的とせず、授業を聴講することをいいます。したがって、履修登録は不要で、試験もありません。

聴講を希望する学生は、履修登録・確認期間中に事務局（本館1階）にある指定用紙に記入し、科目担当教員の許可印をもらった上で、申込みを行います。

2. 休学者が復学した場合の履修

卒業に必要な要件は、入学した年度の「履修の手引」によります。

なお、復学する学年は、事務局（本館1階）にて問い合わせてください。

総合医療学部のカリキュラム

1. 教育研究上の目的

総合医療学部では、本学の教育理念・目的である「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」に基づき、保健・医療系人材の養成という地域のニーズを踏まえ、生命の尊厳を守り、科学的根拠に基づいた知識・技術を用い、あらゆる年代における人々の健康の保持増進と生活の質の改善に貢献できる人材を養成すべく、幅広い教養と専門的な知識と技能、ヒューマニズムに基づく倫理観を持ち、多職種との連携や変化に対応できる人材を養成する。

2. 学部の方針

総合医療学部ディプロマポリシー(学位授与の方針)

1. 幅広い教養と専門分野についての十分な知識・技能を身につけ、それらを活用して保健医療等に関する基本的な問題を解決することができる。
2. 広い視野、ヒューマニズム、倫理観と知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力を身につけ、困難な課題や予測不能な事態にも適切に対処することができる。
3. 主体性を持ち、生涯にわたって学び続けながら社会に貢献する人材としてふさわしい態度を示すことができる。
4. 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働することができる。

総合医療学部カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)

1. 幅広い教養を身につけるために初年次教育科目、一般教養科目を設け、講義科目・演習科目等を配置する。
2. 専門的な知識・技能を身につけるために、各学科に専門教育科目を設け、講義科目・演習科目等を段階的・体系的に配置する。
(総合医療学部ディプロマポリシー1に対応)
3. 広い視野、ヒューマニズム、倫理観と知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力等、社会生活で必要となる能力を総合的に身につけるために講義科目・演習科目・実験・実習等の科目を段階的・体系的に配置する。
(総合医療学部ディプロマポリシー2に対応)
4. 主体性を持ち、生涯にわたって学び続けながら社会に貢献する人材としてふさわしい態度を身につけるために演習科目・実験・実習等の科目を配置する。
(総合医療学部ディプロマポリシー3に対応)
5. 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働する力を育むために実験・実習等の科目を段階的・体系的に配置する。
(総合医療学部ディプロマポリシー4に対応)

総合医療学部アドミッションポリシー(入学受入れの方針)

1. 大学で教育を受けるために必要とされる基礎的な知識・技能を身につけている。
(総合医療学部カリキュラムポリシー1、2に対応)
2. 大学で教育を受けるために必要とされる基本的な思考力・判断力・表現力等の能力を身につけている。
(総合医療学部カリキュラムポリシー3に対応)
3. 大学で教育を受けるために必要な態度を身につけている。
(総合医療学部カリキュラムポリシー4、5に対応)

理学療法学科のカリキュラム

1. 教育研究上の目的一養成する人材像

理学療法学科は、地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏づけされた専門的知識・技術を備えた専門職者（Evidence-Based Practitioner）を育成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。

理学療法学科において養成した人材は、理学療法士の役割と責任を十分認識し、地域住民の健康維持・増進及び理学療法の具体的な提供を通じ、福島県の健康維持・増進、医療の発展に貢献する。

2. 学位

理学療法学科では、4年以上在学し、必要な単位数を修得した者に学士の学位を授与します。

なお、通算して在籍年数は5年を超過することができません（休学期間は算入する）。

理学療法学科の卒業生に与えられる学士の学位は、下表のとおりです。

学 科 名	学士の学位
理 学 療 法 学 科	学 士（理 学 療 法 学）

3. 学科の方針

理学療法学科ディプロマポリシー（学位授与の方針）

理学療法学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 幅広い教養と理学療法における専門的な知識・技能を身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー 1 に対応）
2. 広い視野をもち、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー 2 に対応）
3. 健康・医療に関わる課題を解決するために、理学療法の専門的な過程を用いて根拠に基づき、優れた理学療法技術を駆使して日常生活活動に関わる基本動作や身体能力の維持・改善に対する支援をするために必要な科学的思考力、判断力、表現力を身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー 2 に対応）
4. 健康・医療に関わる理学療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度を身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー 3 に対応）
5. 円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働することができる。（総合医療学部ディプロマポリシー 4 に対応）

理学療法学科カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

理学療法学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような教育課程を編成・実施します。

1. 幅広い教養を身につけるために、初年次教育科目、一般教養科目を設け、講義科目・演習科目等を配置する。（理学療法学科ディプロマポリシー 1 に対応）
2. 理学療法における基本的な知識・技能を身につけるために、専門教育科目に専門基礎科目を設けるとともに、専門的な知識・技能を身につけるために専門科目を設け、講義科目・演習科目を体系的に配置する。（理学療法学科ディプロマポリシー 1 に対応）
3. 広い視野とリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観、優れた理学

療法技術を駆使するために必要な科学的思考力、判断力、表現力を身につけるために専門教育科目の各科目区分の中に、講義科目・演習科目をバランスよく設け、体系的に配置する。(理学療法学科ディプロマポリシー 2、3 に対応)

4. 生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度、および円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働する態度を身につけるために、専門教育科目の各科目区分の中に講義科目・演習科目・実習科目をバランスよく設け、体系的に配置する。(理学療法学科ディプロマポリシー 4、5 に対応)

理学療法学科アドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)

理学療法学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 高等学校段階までに身につけるべき基礎的・基本的な知識・技能を身につけている人(理学療法学科カリキュラムポリシー 1、2 に対応)
2. 「国語」または「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くことの基本的な能力を身につけている人(理学療法学科カリキュラムポリシー 1、2 に対応)
3. 社会の様々な問題に対して、知識・技能や情報をもとにして、筋道を立てて考える力、判断する力、表現する力を身につけている人(理学療法学科カリキュラムポリシー 3 に対応)
4. ものごとに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組む態度が身につけている人(理学療法学科カリキュラムポリシー 4 に対応)
5. 理学療法士の社会的使命や役割に関心を持ち、他者への思いやりと熱意をもって社会貢献しようとする意欲のある人(理学療法学科カリキュラムポリシー 4 に対応)
6. 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他者とコミュニケーションをとりながら協力して課題をやり遂げることができる人(理学療法学科カリキュラムポリシー 4 に対応)

4. 教育課程の特色について

(1) 初年次教育科目

初年次教育科目は、「大学での学び」の意義を理解して主体的に学ぶ態度を修得するとともに、学修に必要な基礎的な能力を育成する目的で、1年次前期に「フレッシュャーズセミナー」の1科目2単位を必修科目として配置している。

(2) 一般教養科目

一般教養科目は、幅広い教養を身につけるために、日本語・英語の基本能力の修得、基礎的教養の修得、ならびに国際理解や多職種理解・連携を図るための科目で構成している。また、将来のキャリアを見据えて、以下の3つの教育プログラムを設定し、学生の目標に合わせて履修できるようにしている。

【ヘルスケア・連携プログラム】

多職種理解を目的に、医療現場で必要となる知識・能力等の育成を目指す教育プログラムであり、医薬品、社会学、法律、栄養学等の幅広い知識を学び、多職種連携やチーム医療への理解を深める。

【コミュニティ・ヘルスケアプログラム】

地域で活躍する専門職を目指す教育プログラムであり、研究法、倫理、災害復興、ボランティア、ジェンダー等の多様な視点から地域社会の課題を理解し、課題解決に貢献するための知識を身につける。

【グローバル・ヘルスケアプログラム】

グローバルな視点を持ち、多様性や異文化を尊重する姿勢を養う教育プログラムであり、国際的な医療協力や異文化理解を深めることで、地域社会の活性化にも応用できる知識、技能を育む。

3つの教育プログラムを展開するにあたり、一般教養科目は「語学科目群」、「教養科目群」、「グローバル展開科目群」、「連携科目群」の4つの科目群を設け、幅広く授業科目を配置している。配当学年は、医療英語を除き、1年次からとする。各科目区分、及び配置している授業科目の特色は以下の通りである。

① 語学科目群

大学での学修ならびに社会生活において必須となる基本的な技能（読み・書き）を育成する目的で、1年次前期に「日本語A」、後期に「日本語B」の2科目2単位を必修科目として配置している。

基礎的語学力を育成する目的で、1年次前期・後期に「英語A」、「英語B」の2科目2単位を必修科目として配置し、2年次後期に「医療英語」を選択科目として配置している。

② 教養科目群

現代社会や医療現場において必須となる基本的なIT知識等を育成する目的で、1年次前期に「スマートテクノロジー基礎」、後期に「メディカルテクノロジー基礎」の2科目4単位を必修科目として配置している。

健康に関する理解を深め、自らの健康を維持・増進すること、及び基礎的教養を幅広く修得する目的で、14科目26単位を1年次前期・後期に選択科目として配置している。

③ グローバル展開科目群

多文化的視点を通じて、グローバルな保健活動に貢献する力を育成する目的で、1年次前期に「国際保健論」の1科目2単位を選択科目として配置している。

また、海外の医療の実際や先進医療、地域医療等の基礎を習得する目的で、1年次前期・後期に3科目4単位を自由科目として配置している。

④ 連携科目群

多職種理解や他分野の基礎的教養を幅広く修得する目的で、10科目17単位を1年次前期・後期に選択科目として配置している。

(3) 専門教育科目（専門基礎科目）

理学療法学科の専門教育科目（専門基礎科目）は、理学療法学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を達成するために、「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3つの区分を設け、健康・医療を科学し実践できる人材を育成するための科目を配置している。

① 人体の構造と機能及び心身の発達

人間の正常な構造と機能について「人体の構造Ⅰ」、「人体の機能Ⅰ」、「運動学」、「人間発達学」等で学び、「人体の構造演習」、「人体の機能演習」、「運動学演習」等においてその実際を学ぶことで、体系的な理解が可能となるよう必修科目を配置している。

② 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進

医療的側面から対象者を支える専門家に求められる疾病の原因や診断基準、標準的な治療に関する理解を深めるため「神経内科学」、「整形外科学」、「救急処置法」等の必修科目を配置している。

また、選択科目として「小児科学」、「公衆衛生学」、「高次脳機能障害学」を配置している。

③ 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

社会生活を営むための公的制度に関する知識や疾病の予防と健康の増進に関する知識、及びリハビリテーションに関する理解を深めるため「社会福祉学概論」、「リハビリテーション概論」等の必修科目を配置している。

(4) 専門教育科目（専門科目）

理学療法学科の専門教育科目（専門科目）では、『基礎理学療法学』、『理学療法管理学』、『理学療法評価学』、『理学療法治療学』、『地域理学療法学』、『臨床実習』の区分を設け、科目を配置している。これらすべての内容が健康と医療を科学する視点に集約されることを学び、身体機能と日常生活活動の回復を通じて、生活の質（QOL）を高めるアプローチとなることを学修する。

① 基礎理学療法学

理学療法の歴史の変遷や理学療法を支える理論、研究に関わる科目を配置し、科学的根拠に基づく実践の素地が修得できるよう「理学療法学概論」、「科学的根拠に基づく実践」、「卒業研究Ⅰ」等を配置している。

② 理学療法管理学

職業倫理としての医療倫理や理学療法倫理等について学修できるよう「臨床教育と管理」を必修科目として配置している。

また、生涯学習制度の変化への対応や、理学療法士養成教育への理解を深めるため、選択科目として「理学療法教育学と生涯学習」、「理学療法教育学」を配置している。

③ 理学療法評価学

人間の諸機能をはかる意義とその具体的方法について学修できるよう「基礎理学療法評価学」、「関節運動測定演習」、「感覚運動測定演習」等を配置している。

④ 理学療法治療学

理学療法士が用いるアプローチの理論と実際について学修できるよう「物理療法Ⅱ」や「日常生活活動分析学演習」等を配置している。

さらに、4年次に「理学療法セミナーⅠ」、「理学療法セミナーⅡ」を配置し、1年次から4年次までの学修が統合できるよう配置している。

なお、「理学療法セミナーⅡ」では、専門基礎科目と専門科目の統合を行う。

⑤ 地域理学療法学

地域環境や生活環境への支援方法について修得できるよう、選択科目として「生活環境学」を配置している。2年次からは、専門的な内容で地域・医療に関わる課題を把握し、地域貢献できる能力と態度を養うことを目的に必修科目として「地域理学療法学」や「地域理学療法学演習」を配置している。

⑥ 臨床実習

早期にチーム医療の臨床現場を見学し、理学療法士としての基本的な態度に加え多職種と協働するために求められる倫理観やチームメンバーとしての態度を身につけるため「見学実習」を配置している。

さらに、地域包括ケアシステムに携わる理学療法士の実際に触れながら、地域課題解決に向けた取り組みについて理解を深めることを目的として「地域包括ケアシステム実習」を2年次に配置している。3年次、4年次では、実習指導者の指導のもとで一連の過程を学び、科学的根拠に基づく理学療法の素地が修得できるよう「評価学実習」、「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」を配置している。

なお、3年次の「臨床能力演習」の中で、学生同士が小グループ（模擬患者役、理学療法士役、内容確認役）に分かれ、臨床上必要な知識・技術・態度について学び、全授業終了後にOSCEを実施する。

(5) ヒューマニズムと倫理観の獲得に向けて

理学療法学科では、1年次に倫理観を養う素地の構築に向けて『一般教養科目（教養科目群）』の「倫理」を選択科目として配置している。

また、『専門教育科目（専門基礎科目）』における「リハビリテーション概論」の中でリハビリテーション専門職にふさわしいヒューマニズムと倫理観を学べるよう配慮している。さらに、『専門教育科目（専門科目）』における「理学療法学概論」の中で、理学療法士に求められるヒューマニズムと倫理観を学べるよう配慮している。

そして、2年次には『専門教育科目（専門科目）』における「臨床教育と管理」の中で職業倫理としての医療倫理や理学療法倫理について学べるよう配慮している。それらの基本を修得した後、実践を通じて理解を深めるため、『臨床実習科目』を配置し、基礎的理論と実践との統合を図り、最終的に更なる理解を深めることができるよう配慮している。

(6) 多職種連携に関わる科目配置

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムについて、段階的に理解を深め、多職種との連携ができるよう、カリキュラムを組んでいる。

1年次では、「リハビリテーション概論」、「理学療法学概論」、「見学実習」等において、リハビリテーションチームの構成と関連職種との関係性や多職種の役割等を学修した後、実際の医療・福祉の現場において、多職種間の連携、社会人としてのルールやコミュニケーションについて体験することで、多職種連携、地域における施設の役割について理解を深める。

2年次では、「地域理学療法学」、「地域包括ケアシステム実習」において、地域で求められる、理学療法士の役割と機能、活動などについて学修した後、実際の現場を目にし、体験することで人と人との関係性を築くための人間力と、様々な課題に気づく力、実践的な対人コミュニケーション技術を修得する。

3年次では、「チーム医療演習」において、コミュニケーション能力の育成、チーム医療を推進するために求められる組織の理解等について学び、1年次～2年次までチーム医療に関する学修を補完する。

5. 卒業要件と授業科目

P. 29～P. 31に、初年次教育科目、一般教養科目および専門教育科目の一覧、カリキュラム・ツリー（科目一覧の科目を分野ごとに分けて示し、カリキュラムにおける科目の位置や相互関係が一目瞭然となるようにした体系図）を掲載しています。以下の注意事項をよく読んで、自分がどの科目を履修するのか計画を立て、より幅広い知識を身につけてください。

注意事項

1. 各科目は、学年順に履修してください。自分の学年より上位に割り当てられている科目は履修できません。
2. 必修科目の単位は、必ず修得する必要があります。
3. 卒業に必要な初年次教育科目、一般教養科目および専門教育科目の単位を満たすために、選択科目の単位を修得する必要があります。

【卒業に必要な単位】

初年次教育科目 2 単位、一般教養科目12単位以上、専門教育科目専門基礎科目40単位、専門教育科目専門科目67単位、専門教育科目の専門基礎科目及び専門科目から選択科目 3 単位以上、合計124単位以上を修得することを卒業要件と定める。

		必修	選択	
初年次教育科目		—	—	
一般教養科目	語学科目群	4	4	
	教養科目群	4		
	グローバル展開科目群	0		
	連携科目群	0		
専門教育科目	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	19	3
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16	
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5	
	専門科目	基礎理学療法学	7	
		理学療法管理学	2	
		理学療法評価学	6	
		理学療法治療学	24	
		地域理学療法学	3	
	臨床実習	25		
合計		117	7	
卒業要件単位数		124		

6. 進級判定について

理学療法学科ではすべての学年への進級のための進級判定があり、次の基準によります。

(1) 3年生までの各学年への進級判定

1. 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。
2. 実習科目に不合格となった科目がないこと。

(2) 3年生から4年生への進級判定

1. 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。
2. 臨床実習科目に合格していること。ただし、不可抗力な事象（天変地異、事故、急病等）により臨床実習をできなかった場合を除く。

※進級判定不合格者は留年となり、上位学年に配当された科目の履修はできません。

※4年生への進級合格者は、就職活動等で必要な**卒業見込証明書**の交付が受けられます。

7. 卒業判定について

卒業の判定基準は、次のとおりです。

1. 4年以上在学していること。
2. 卒業に必要な科目をすべて修得していること。
3. 卒業に必要な単位数以上を修得していること（単位数の内訳は、「P.27 卒業要件と授業科目」を参照してください）。
4. 卒業までに必要な学費を全額納入していること。

※卒業判定基準を満たした者は卒業と認定され、学士の学位が授与されます。

総合医療学部 理学療法学科 キャリキュラム・マップ

養成する人材像

地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に基づいた専門的知識・技術を備えた専門職者 (Evidence-Based Practitioner) を育成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。

ディプロマポリシー

- 幅広い教養と理学療法における専門的な知識・技能を身につけている。(総合医療学部DP1に対応)
- 広い視野をもち、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。(総合医療学部DP2に対応)
- 健康・医療に関わる課題を解決するために、理学療法の専門的な過程を用いて根拠に基づき、優れた理学療法技術を駆使して日常生活活動に関わる基本動作や身体能力の維持・改善に対する支援をするために必要な科学的思考力、判断力、表現力を身につけている。(総合医療学部DP2に対応)
- 健康・医療に関わる理学療法法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって主体的かつ能動的に学ぶ態度を身につけている。(総合医療学部DP3に対応)
- 円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働することができる。(総合医療学部DP4に対応)

後期	4年	理学療法セミナーII	卒業研究II
前期	4年	理学療法セミナーI	卒業研究II 臨床実習II
後期	3年	運動器・スポーツ理学療法学II、神経機能理学療法学II 内部障害理学療法学II、発達と理学療法学II、リスク管理論	卒業研究I、評価学実習 臨床実習I、臨床能力演習
前期	3年	内部障害理学療法学I、発達と理学療法学I 臨床推論演習、物理療法II、徒手理学療法学、義肢学演習 地域理学療法学演習、生活環境学、チーム医療演習	卒業研究I、理学療法教育学 理学療法教育学と生涯学習、評価学実習 臨床能力演習
後期	2年	運動器・スポーツ理学療法学I、神経機能理学療法学I 物理療法I、装具学演習 地域理学療法学、日常生活活動分析学演習	臨床教育と管理 地域包括ケアシステム実習
前期	2年	運動療法学総論 基礎理学療法評価学 専門理学療法評価学	科学的根拠に基づく実践
後期	1年	人間の構造III 人間の構造IV 人間の機能II 運動学 日本語B メタカナルテクノロジー基礎 人間発達学	見学実習
前期	1年	人間の構造I 人間の構造II 人間の機能I 生物統計学 日本語A 英語A 英語B スマートテクノロジー基礎	フレッシチャーズセミナー

一般教養科目 (語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群)

知識	技能	思考力	判断力	表現力	態度 (主体性・多様性・協働性)
----	----	-----	-----	-----	------------------

キャリアグラムポリシー

- 幅広い教養を身につけるために、初年次教育科目、一般教養科目を設け、講義科目・演習科目等を配置する。(理学療法学科DP1に対応)
- 理学療法における基本的な知識・技能を身につけるために、専門教育科目に専門基礎科目を設けるとともに、専門的な知識・技能を身につけるために専門科目を設け、講義科目・演習科目を体系的に配置する。(理学療法学科DP1に対応)
- 広い視野とリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観、優れた理学療法技術を駆使するために必要な科学的思考力、判断力、表現力を身につけるために専門教育科目の各科目区分の中に、講義科目・演習科目をバランスよく設け、体系的に配置する。(理学療法学科DP2、3に対応)
- 生涯にわたって主体的かつ能動的に学ぶ態度、および円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働する態度を身につけるために、専門教育科目の各科目区分の中に講義科目・演習科目・実習科目をバランスよく設け、体系的に配置する。(理学療法学科DP4、5に対応)

アドミッションポリシー

- 高等学校段階までに身につけるべき基礎的・基本的な知識・技能を身につけている人 (理学療法学科CP1、2に対応)
- 「国語」または「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くことの基本的な能力を身につけている人 (理学療法学科CP1、2に対応)
- 社会の様々な問題に対して、知識・技能や情報をもとにして、筋道を立てて考える力、判断する力、表現する力を身につけている人 (理学療法学科CP3に対応)
- ものごとに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組み態度が身についている人 (理学療法学科CP4に対応)
- 理学療法士の社会的使命や役割に関心を持ち、他者への思いやりと熱意をもって社会貢献しようとする意欲のある人 (理学療法学科CP4に対応)
- 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他者とコミュニケーションをとりながら協力して課題をやり遂げることができる人 (理学療法学科CP4に対応)

看護学科のカリキュラム

1. 教育研究上の目的—養成する人材像

看護学科は、幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査し、課題解決に向けた具体的な計画を立案して着実に実施できる保健師を育成する。

看護学科において養成した人材は、看護の役割と責任を認識し、倫理的に判断し看護実践できるようになる。

2. 学位

看護学科では、4年以上在学し、必要な単位数を修得した者に学士の学位を授与します。

なお、通算して在籍年数は5年を超過することができません（休学期間は算入する）。

看護学科の卒業生に与えられる学士の学位は、下表のとおりです。

学 科 名	学士の学位
看 護 学 科	学士（看護学）

3. 学科の方針

看護学科ディプロマポリシー（学位授与の方針）

看護学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

- 幅広い教養とEBN（Evidence Based Nursing：根拠に基づいた看護）に基づいた看護の実践に必要な基礎的・基本的な知識を身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー1に対応）
- 多様な実践現場において看護を提供できる基礎的・基本的な技能を身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー1に対応）
- 広い視野とヒューマンズを持ち、看護の担い手としてふさわしい倫理観を身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー2に対応）
- 異なる文化や多様な考えを尊重し、看護の担い手としてふさわしい健康課題の解決に向けて取り組むための思考力・判断力・表現力が身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー2に対応）
- 看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたり主体的・継続的に学修に取り組む態度が身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー3に対応）
- 円滑なコミュニケーションを図り、多職種と連携・協働していく態度が身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー4に対応）
- 地域社会にある様々な課題に関心を寄せ、積極的に地域貢献する態度が身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー3に対応）

看護学科カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

看護学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような教育課程を編成・実施します。

- 幅広い教養を身につけるために、初年次教育科目、一般教養科目を設け、講義科目・演習科目等を配置する。（看護学科ディプロマポリシー1に対応）
- 看護に必要な専門的知識、技術を身につけるため、専門教育科目に「専門基礎分野」「専門分野」を設け、講義科目・演習科目を体系的に配置する。（看護学科ディプロマポリシー1、2に対応）

※保健師国家資格取得希望者（定員20人／選択制）には、保健師養成科目を配置する。（看護学科ディ

プロマポリシー 1、2 に対応)

3. 広い視野とヒューマニズムを持ち、看護の担い手としてふさわしい倫理観、異なる文化や多様な考えを尊重し、健康課題の解決に向けて取り組むための思考力・判断力・表現力を身につけるため、専門教育科目の専門基礎分野に、「人体の構造と機能」、「各疾病の治療」「放射線の基本的事項や放射線の人体への影響」に関する科目を設け、講義科目・演習科目を段階的・体系的に配置する。また、専門分野には、基礎、成人、老年、母性、小児、精神、公衆衛生、地域・在宅の各看護専門領域の科目を配置し、講義科目・演習科目・実習科目を体系的に配置する。(看護学科ディプロマポリシー 3、4 に対応)

※保健師国家資格取得希望者(定員20人/選択制)には、保健師養成科目を配置する。(看護学科ディプロマポリシー 3、4 に対応)

4. 看護職として生涯にわたり主体的・継続的に学修に取り組む態度、多職種と連携・協働する力、社会に貢献する態度を身につけるために、専門教育科目を設け、演習科目、実習科目を体系的に配置する。なお、特に多職種連携、生涯にわたり学修する力を身につけるために、専門教育科目の専門分野に看護の統合と実践領域を設ける。(看護学科ディプロマポリシー 5、6、7 に対応)

※保健師国家資格取得希望者(定員20人/選択制)には、保健師養成科目を配置する。(看護学科ディプロマポリシー 5、6、7 に対応)

看護学科アドミッションポリシー(入学受け入れの方針)

看護学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 高等学校段階までに身につけるべき基礎的・基本的な知識・技能を身につけている人(看護学科カリキュラムポリシー 1、2 に対応)
2. 「国語」または「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くことの基本的な能力を身につけている人(看護学科カリキュラムポリシー 1、2 に対応)
3. 社会の様々な問題に対して、知識・技能や情報をもとにして、筋道を立てて考える力、判断する力、表現する力を身につけている人(看護学科カリキュラムポリシー 3 に対応)
4. ものごとに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組む態度が身につけている人(看護学科カリキュラムポリシー 4 に対応)
5. 看護師、または保健師の社会的使命や役割に関心を持ち、他者への思いやりと熱意をもって社会貢献しようとする意欲のある人(看護学科カリキュラムポリシー 4 に対応)
6. 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他者とコミュニケーションをとりながら協力して課題をやり遂げることができる人(看護学科カリキュラムポリシー 4 に対応)

4. 教育課程の特色について

(1) 初年次教育科目

初年次教育科目は、「大学での学び」の意義を理解して主体的に学ぶ習慣を修得するとともに、学修に必要な基礎的な能力を育成する目的で、1年次前期に「基礎ゼミナール」の1科目1単位を必修科目として配置している。

また、1年次前期に看護学生としての自覚を持ち、看護への動機づけを目的に、「早期臨床実習」の1科目1単位を必修科目として配置している。

(2) 一般教養科目

一般教養科目は、幅広い教養を身につけるために、日本語・英語の基本能力の修得、基礎的教養の修得、ならびに国際理解や多職種理解・連携を図るための科目で構成している。

また、将来のキャリアを見据えて、以下の3つの教育プログラムを設定し、学生の目標に合わせて履修できるようにしている。

【ヘルスケア・連携プログラム】

多職種理解を目的に、医療現場で必要となる知識・能力等の育成を目指す教育プログラムであり、医薬品、社会学、法律等の幅広い知識を学び、多職種連携やチーム医療への理解を深める。

【コミュニティ・ヘルスケアプログラム】

地域で活躍する専門職を目指す教育プログラムであり、研究法、倫理、災害復興、ボランティア、ジェンダー等の多様な視点から地域社会の課題を理解し、課題解決に貢献するための知識を身につける。

【グローバル・ヘルスケアプログラム】

グローバルな視点を持ち、多様性や異文化を尊重する姿勢を養う教育プログラムであり、国際的な医療協力や異文化理解を深めることで、地域社会の活性化にも応用できる知識、技能を育む。

3つの教育プログラムを展開するにあたり、一般教養科目は領域別に、「語学科目群」、「教養科目群」、「グローバル展開科目群」、「連携科目群」の4つの科目群を設け、幅広く授業科目を配置している。配当学年は、医療英語を除き、1年次からとする。各科目区分、及び配置している授業科目の特色は以下の通りである。

① 語学科目群

大学での学修ならびに社会生活において必須となる基本的な技能（読み・書き）を育成する目的で、1年次前期に「日本語A」、後期に「日本語B」の2科目2単位を必修科目として配置している。

基礎的語学力を育成する目的で、1年次前期・後期に「英語A」、「英語B」の2科目2単位を必修科目として配置し、医療分野で活躍するために必要な英語力を育成する目的で、2年次後期に「医療英語」を必修科目として配置している。

② 教養科目群

健康に関する理解を深め、自らの健康を維持・増進する目的で、1年次前期に「健康の科学」、「健康・スポーツ1」、後期に「健康・スポーツ2」の3科目4単位を必修科目として配置している。

その他、基礎的教養を幅広く修得すること、及び現代社会や医療現場において必須となる基本的なIT知識等を育成することを目的に、13科目26単位を1年次前期・後期に選択科目として配置している。

③ グローバル展開科目群

多文化的視点を通じて、グローバルな保健活動に貢献する力を育成する目的で、1年次前期に「国際保健論」の1科目2単位を選択科目として配置している。

また、海外の医療の実際や先進医療、地域医療等の基礎を習得する目的で、3科目4単位を1年次前期・後期に自由科目として配置している。

④ 連携科目群

多職種理解や他分野の基礎的教養を幅広く修得する目的で、7科目12単位を1年次前期・後期に選択科目として配置している。

(3) 専門教育科目（専門基礎分野）

看護学科の専門教育科目（専門基礎分野）は、看護学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を達成するために、健康・医療を科学し実践できる人材を育成するための科目を配置している。

① 専門基礎分野

健康や疾病を理解するための基礎的な医学関連科目を学修し、保健や福祉等の社会基盤における看護学の位置づけについて理解を深める。

人体の構造と機能について学修するため、必修科目として「人体の構造と機能1」、「人体の構造と機能2」、「生化学」、「人間栄養学」、「感染防御学」、「薬理学」、「臨床心理学」等を配置している。

また、人体の機能や器官ごとの病因・病態や症状の特徴、必要な治療について学修するため、「疾病治療論1」、「疾病治療論2」、「疾病治療論3」を必修科目として配置している。さらに、保健医療福祉の制度や理念、人々の健康を保持促進するための地域社会の役割、社会環境の変化に伴い看護職に必要とされる知識・能力について学修するため、「社会福祉学」、「公衆衛生学」を必修科目として配置している。

そして、放射線に関する基本的な知識を学修するため、「放射線と人体」を必修科目として配置している。

かつ、PCやアプリケーションの基本的操作や情報活用能力を修得することを目的に、「ICT基礎演習1」を必修科目として配置し、より発展した操作能力を修得することを目的に、「ICT基礎演習2」を自由科目として配置している。

なお、選択科目として「保健統計学」、「疫学」、「保健医療福祉行政論」を配置している。

(4) 専門教育科目（専門分野）

看護学科の専門教育科目（専門分野）では、次の通り『基礎看護学』、『成人看護学』、『老年看護学』、『母性看護学』、『小児看護学』、『精神看護学』、『公衆衛生看護学』、『地域・在宅看護論』、『看護の統合と実践』の区分に分けて科目を配置している。

① 基礎看護学

看護の歴史的変遷や看護学の基盤となる主要概念や理論、技術や方法を学修するため、必修科目として「看護学概論」、「基礎看護援助論」、「ヘルスアセスメント」等を配置している。

また、科学的な思考過程を基礎とし、看護目標に沿った援助を実践する能力を修得するため、必修科目として「基礎看護学実習1」、「基礎看護学実習2」を配置している。

② 成人看護学

成人期の位置づけと特徴や健康課題、援助技術等について学修するため、必修科目として「成人看護学概論1」、「成人看護学概論2」、「成人看護学急性期援助論1」、「成人看護学急性期援助論2」、「成人看護学慢性期援助論1」、「成人看護学慢性期援助論2」を配置している。

また、成人期の健康課題を踏まえ、科学的根拠に基づいて看護を展開するための基本的知識、技術を修得するため、必修科目として「成人看護学実習」を配置している。

③ 老年看護学

成人期を経た高齢者の特徴や健康課題、老年看護の概念や理論、援助技術等について学修するため、必修科目として「老年看護学概論1」、「老年看護学概論2」、「老年看護学援助論1」、「老年看護学援助論2」を配置している。

また、高齢者特有の身体的な機能低下等に対する理解を深め、看護実践能力を修得するため、必修科目として「老年看護学実習1」、「老年看護学実習2」を配置している。

④ 母性看護学

女性の特徴や発達課題、理論や母性看護が果たす役割と課題、援助技術等について学修するため、必修科目として「母性看護学概論1」、「母性看護学概論2」、「母性看護学援助論1」、「母性看護学援助論2」を配置している。

また、妊産褥婦や新生児の生理的変化と心理的、社会的特徴を理解し、母性看護における看護職としての役割等について学修する事、及び看護実践能力を修得するため、必修科目として「母性看護学実習」を配置している。

⑤ 小児看護学

小児の発達段階の特徴や発達課題、小児看護が果たす役割と課題、援助技術等について学修するため、必修科目として「小児看護学概論1」、「小児看護学概論2」、「小児看護学援助論1」、「小児看護学援助論2」を配置している。

また、小児の成長発達や健康状態に適した看護実践の在り方、小児看護における看護職としての役割等について学修すること、及び看護実践能力を修得するため、必修科目として「小児看護学実習」を配置している。

⑥ 精神看護学

精神関連の健康問題を把握し、精神看護が果たす役割と課題、援助技術等について学修するため、必修科目として「精神看護学概論1」、「精神看護学概論2」、「精神看護学援助論1」、「精神看護学援助論2」を配置している。

また、精神に健康問題を抱える患者を理解し、健康レベルに応じた看護実践能力を修得するため、必修科目として「精神看護学実習」を配置している。

⑦ 公衆衛生看護学

地域で生活している人々の健康を維持・増進していく公衆衛生看護活動の理念と歴史、役割などについて学修するため、必修科目として「公衆衛生看護学概論」を配置している。なお、保健師養成課程科目の自由科目として、「公衆衛生看護方法論1」、「公衆衛生看護方法論2」、「公衆衛生看護活動論」、「学校保健・産業保健」、「公衆衛生看護管理論」、「公衆衛生看護学実習A」、「公衆衛生看護学実習B」を配置している。

⑧ 地域・在宅看護論

居宅、あるいは療養施設等で療養生活する人々の健康課題の把握や、課題解決に向けた支援方法や行政組織との関わり方等について学修するため、必修科目として「在宅看護学概論」、「在宅看護学援助論1」、「在宅看護学援助論2」、「地域ケアシステム論」を配置している。

また、地域で生活する高齢者を支えるための関連機関の機能や役割、在宅における訪問看護ステーションなどの社会資源活用の現状などについて学修するため、必修科目として「地域ケアシステム実習」、「在宅看護学実習」を配置している。

⑨ 看護の統合と実践

看護に関わる今日的なトピックスや地域特性を踏まえた看護活動を学修するため、必修科目として「看護倫理」、「看護マネジメント」、「医療安全」、「国際看護論」、「クリティカルケア」、「看護学シミュレーション」を配置している。

また、これまで学んだ知識と技術、態度を統合し、臨床現場で必要とされる看護実践能力の向上を目的に、必修科目として「看護学統合実習」、「臨床看護実践論」を配置している。そして、将来にわたり自己研鑽を継続し、看護実践のための専門性を発展させ、自発的な能力開発を継続する能力や、学士課程教育レベルとしての基礎的な研究能力の育成するため、必修科目として「看護研究」、「卒業研究」を配置している。

なお、看護学における発展的な内容となる「リハビリテーション看護論」、「コンサルテーション論」、「緩和ケア」については選択科目として配置している。

(5) ヒューマニズムと倫理観の獲得に向けて

看護学科では、1年次に倫理観を養う素地の構築に向けて『一般教養科目（教養科目群）』の「倫理」を選択科目として配置している。

また、『専門教育科目（専門分野）』における「看護倫理」の中で看護実践に必要な倫理観と感性、及び倫理的諸問題を自ら考える基礎能力を修得できるよう配慮している。

(6) 多職種連携に関わる科目配置

2年次には、「地域ケアシステム論」、「地域ケアシステム実習」において、関連機関の機能や役割、多職種連携等について学修する。

4年次には、「医療安全」を必修科目として配置しているとともに、選択科目として、「コンサルテーション論」を配置し、チーム医療の一員として医療や看護を安全に提供するための基本的な考え方や、コンサルタントの特徴や役割に関する知識と技能、方法を学修する。

(7) 保健師養成課程科目

保健師養成課程科目は、「指定規則」上の公衆衛生看護学に対応し、個人・家族・集団・組織の健康増進や改善に関する基本的な考え方を学修することを目的に、専門教育科目（専門分野）の『公衆衛生看護学』において配置されている自由科目「公衆衛生看護方法論1」、「公衆衛生看護方法論2」、「公衆衛生看護活動論」、「学校保健・産業保健」、「公衆衛生看護管理論」、「公衆衛生看護学実習A」、「公衆衛生看護学実習B」を保健師養成課程受講者は必修科目とする。

5. 卒業要件と授業科目

P.44～P.46に、初年次教育科目、一般教養科目および専門教育科目の一覧、カリキュラム・ツリー（科目一覧の科目を分野ごとに分けて示し、カリキュラムにおける科目の位置や相互関係が一目瞭然となるようにした体系図）を掲載しています。以下の注意事項をよく読んで、自分がどの科目を履修するのか計画を立て、より幅広い知識を身につけてください。

注意事項

1. 各科目は、学年順に履修してください。自分の学年より上位に割り当てられている科目は履修できません。
2. 必修科目の単位は、必ず修得する必要があります。
3. 卒業に必要な初年次教育科目、一般教養科目および専門教育科目の単位を満たすために、選択科目の単位を修得する必要があります。

【卒業に必要な単位】

本学の看護学科を卒業するためには、下表が示す単位数の修得が必要となります。

初年次教育科目2単位、一般教養科目16単位以上、専門教育科目専門基礎分野27単位以上、専門教育科目専門分野79単位以上、合計124単位以上を修得することを卒業要件と定める。

なお、保健師国家試験受験希望者は卒業要件を満たした上で、保健師養成課程科目（専門教育科目（専門分野）『公衆衛生看護学』の自由科目）7科目15単位を修得する。

			必修	選択
初年次教育科目		—	2	—
一般教養科目		語学科目群	6	6
		教養科目群	4	
		グローバル展開科目群	0	
		連携科目群	0	
専門教育科目	専門基礎分野	専門基礎分野	25	2
	専門分野	基礎看護学	14	2
		成人看護学	10	
		老年看護学	7	
		母性看護学	6	
		小児看護学	6	
		精神看護学	6	
		公衆衛生看護学	2	
		地域・在宅看護論	9	
		看護の統合と実践	17	
合計			114	10
卒業要件単位数			124	

6. 進級判定について

看護学科ではすべての学年への進級のための進級判定があり、次の基準によります。

(1) 3年生までの各学年への進級判定

1. 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。
2. 実習科目に、不合格となった科目がないこと。

(2) 3年生から4年生への進級判定

1. 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。
2. 臨地実習科目に、合格していること。ただし、特別な理由により臨地実習をできなかった場合を除く。

※進級判定不合格者は留年となり、上位学年に配当された科目の履修はできません。

※4年生への進級合格者は、就職活動等で必要な**卒業見込証明書**の交付が受けられます。

7. 卒業判定について

卒業の判定基準は、次のとおりです。

1. 4年以上在学していること。
2. 卒業に必要な科目をすべて修得していること。
3. 卒業に必要な単位数以上を修得していること。(単位数の内訳は、「P. 39 卒業要件と授業科目」を参照してください)
4. 卒業までに必要な学費を全額納入していること。

※ 卒業判定基準を満たした者は卒業と認定され、学士の学位が授与されます。

8. 看護学実習の履修要件

看護学実習の履修にあたっては、各実習で必要とされる要件を満たしていなければなりません。

	学年 時期	実習の履修要件
		単位修得身込みであること
基礎看護学実習1	1後	<ul style="list-style-type: none"> ・看護学概論 ・基礎看護援助論 ・ヘルスアセスメント ・生活援助技術論
基礎看護学実習2	2後	<ul style="list-style-type: none"> ・診療援助技術論 ・看護過程論
老年看護学実習1	2後	<ul style="list-style-type: none"> ・老年看護学概論2 ・老年看護学援助論1
地域ケアシステム実習	2後	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅看護学概論 ・公衆衛生看護学概論 ・在宅看護学援助論1 ・地域ケアシステム論
成人看護学実習	3後	<ul style="list-style-type: none"> ・成人看護学慢性期援助論1 ・成人看護学慢性期援助論2 ・看護学シミュレーション
母性看護学実習	3後	<ul style="list-style-type: none"> ・母性看護学援助論2 ・看護学シミュレーション
小児看護学実習	3後	<ul style="list-style-type: none"> ・小児看護学援助論2 ・看護学シミュレーション
精神看護学実習	3後	<ul style="list-style-type: none"> ・精神看護学援助論2 ・看護学シミュレーション
在宅看護学実習	3後	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅看護学援助論2 ・看護学シミュレーション
看護学統合実習	4後	<ul style="list-style-type: none"> ・看護マネジメント ・医療安全 ・災害看護
公衆衛生看護学実習A	4前	<ul style="list-style-type: none"> ・保健統計学 ・疫学 ・保健医療福祉行政論 ・公衆衛生看護学概論 ・学校保健・産業保健 ・公衆衛生看護方法論1 ・公衆衛生看護方法論2 ・公衆衛生看護活動論
公衆衛生看護学実習B	4前	同上

9. 保健師養成課程

保健福祉活動や保健予防活動を通じて地域社会の保健医療福祉の向上に寄与することのできる保健師を養成するため、保健師養成課程を設けています。

健康課題を生活者の視点でとらえ、保健所や市町村保健センター、あるいは地域包括支援センター等での多職種連携を通じて展開される保健活動について理解し、地域で生活している個人・家族・集団・地域を対象とした健康の維持・増進活動を展開することのできる人材を養成することを目標としています。

本学の卒業に必要な単位を修得し、看護学科の必修科目と保健師養成課程で必要とされる選択科目（別表1）の単位を修得すれば保健師国家試験の受験資格を得ることができます。

保健師養成課程には選抜要項があり、履修条件や手続きがありますので、入学時および2年次の履修ガイドダンス等に必ず参加してください。

別表1 保健師国家試験受験資格を得るために必要な選択科目

学年	学期	科目名	単位数	指定規則別表1の教育内容
2	前期	①保健統計学	2	保健統計学
	後期	②疫学	2	疫学
3	前期	③保健医療福祉行政論	2	保健医療福祉行政論
	後期	④学校保健・産業保健	2	公衆衛生看護学
4	前期	⑤公衆衛生看護方法論1	2	公衆衛生看護学
		⑥公衆衛生看護方法論2	2	
		⑦公衆衛生看護活動論	2	
	後期	⑧公衆衛生看護学実習A	2	臨地実習
		⑨公衆衛生看護学実習B	3	公衆衛生看護学実習
		⑩公衆衛生看護管理論	2	公衆衛生看護学

【保健師養成課程履修者の選抜要項】

- 履修定員：1学年20名
- 選抜時期：2年次終了時
- 志望条件：(1) 2年次までの必修科目の単位をすべて修得していること。
(2) 2年次開講科目「保健統計学」「疫学」の単位を修得していること。
(3) 保健師への興味・関心および学習意欲が認められること。
(4) 学業、日常生活に対する姿勢が真摯であること。
- 提出書類：履修申請書、志望理由書
- 選抜方法：書類選考、面接
- 選抜基準：2年次までの単位取得状況、成績（GPA3.0以上）、面接結果、志望理由書
- 選抜結果：学内公示
- 履修料：50,000円
- 留意事項：(1) 4年次の公衆衛生看護学実習を履修するためには、必修科目と別表1の①～④の科目を修得済みであること、4年前期の⑤～⑦の科目を履修していることを条件とする。
(2) 保健師免許を取得すると、申請して養護教諭2種免許を得ることができる。ただし、この養護教諭2種免許を取得するためには、次の科目を履修し、単位を修得しておく必要がある。
 - 暮らしのなかの憲法（一般教養科目）
 - ICT基礎演習2（専門教育科目）
- (3) 4年次の公衆衛生看護学実習では、宿泊を伴う可能性がある。

- (4) 保健師養成課程を履修した学生は必ず保健師国家試験を受験すること。
- (5) 選抜後に保健師養成課程の履修を辞退する場合は、科目責任者と面接をし、履修取消届を提出すること。
- (6) 履修料の他、教科書代、国家試験対策模擬試験費用等が別途必要となる。

12. 看護学科のキャリアグラム・マップ

総合医療学部 看護学科 カリキュラム・マップ

養成する人材像

幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査し、課題解決に向けた具体的な計画を立案して着実に実施できる保健師を育成する。

ディプロマポリシー

- 幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査し、課題解決に向けた具体的な計画を立案して着実に実施できる保健師を育成する。
- 幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を養成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査し、課題解決に向けた具体的な計画を立案して着実に実施できる保健師を育成する。

- 広い視野とヒューマニズムを持ち、看護の担い手としてふさわしい倫理観を身につけている。(総合医療学部DP2に対応)
- 異なる文化や多様な考えを尊重し、看護の担い手としてふさわしい健康課題の解決に向けて取り組むための思考力・判断力・表現力が身につけている。(総合医療学部DP2に対応)

- 看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたり主体的・継続的に学修に取り組み態度が身につけている。(総合医療学部DP3に対応)
- 円滑なコミュニケーションを図り、多職種と連携・協働していく態度が身につけている。(総合医療学部DP4に対応)
- 地域社会にある様々な課題に関心を寄せ、積極的に地域貢献する態度が身につけている。(総合医療学部DP3に対応)

後期	4年	看護学総合実習 災害看護演習 臨床看護実践論 卒業研究	看護学総合実習 臨床看護実践論 卒業研究	保健師養成課程科目(自由科目) 3年後期…学校保健・産業保健 4年前期…公衆衛生看護方法論1 公衆衛生看護方法論2 公衆衛生看護活動論 公衆衛生看護学実習A 公衆衛生看護学実習B 4年後期…公衆衛生看護管理論
前期	4年	看護マネジメント 医療安全 災害看護 クリティカルケア リハビリテーション看護論 コンサルテーション論 緩和ケア	看護マネジメント 医療安全 災害看護 クリティカルケア リハビリテーション看護論 コンサルテーション論 緩和ケア	
後期	3年	保健医療福祉行政論	成人看護学慢性期援助論1・2 老年・母性・小児・精神・在宅看護学援助論2 看護倫理 国際看護論 放射線と健康支援 看護研究	
前期	3年	疾病治療論3 放射線と人体 社会福祉学 疫学 ICT基礎演習2	成人看護学慢性期援助論1・2 老年・母性・小児・精神・在宅看護学援助論2 看護倫理 国際看護論 放射線と健康支援 看護研究	
後期	2年	医療英語	成人看護学急性期援助論1・2 老年・母性・小児・精神看護学概論 在宅看護学援助論1 地域ケアシステム論	
前期	2年	臨床心理学 疾病治療論2 公衆衛生学 保健統計学	成人看護学急性期援助論1・2 老年・母性・小児・精神看護学概論 在宅看護学援助論1 地域ケアシステム論	
後期	1年	人間栄養学 薬理学 疾病治療論1 日本語B	成人看護学急性期援助論1・2 老年・母性・小児・精神看護学概論 在宅看護学援助論1 地域ケアシステム論	
前期	1年	人体の構造と機能1・2 生化学 感染防御学 ICT基礎演習1 日本語A 英語A 英語B 健康の科学	成人看護学急性期援助論1・2 老年・母性・小児・精神看護学概論 在宅看護学援助論1 地域ケアシステム論	

一般教養科目(語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群)

知識	技能	思考力	判断力	表現力	態度(主体性・多様性・協働性)
----	----	-----	-----	-----	-----------------

カリキュラムポリシー

- 幅広い教養を身につけるために、初年次教育科目、一般教養科目を設け、講義科目・演習科目等を配置する。(看護学科DP1に対応)
 - 看護に必要な専門的知識、技術を身につけるため、専門教育科目に「専門基礎分野」「専門分野」を設け、講義科目・演習科目を体系的に配置する。(看護学科DP1、2に対応)
- ※保健師国家資格取得希望者(定員20人/選択制)には、保健師養成科目を配置する。(看護学科DP1、2に対応)

- 広い視野とヒューマニズムを持ち、看護の担い手としてふさわしい倫理観、異なる文化や多様な考えを尊重し、健康課題の解決に向けて取り組むための思考力・判断力・表現力を身につけるため、専門教育科目の専門基礎分野に、「人体の構造と機能」「各疾病の治療」「放射線の基本的事項や放射線の人体への影響」に関する科目を設け、講義科目・演習科目を段階的・体系的に配置する。また、専門分野には、基礎、成人、老年、母性、小児、精神、公衆衛生、地域・在宅の各看護専門領域の科目を配置し、講義科目・実習科目・実習科目を体系的に配置する。(看護学科DP3、4に対応)
- ※保健師国家資格取得希望者(定員20人/選択制)には、保健師養成科目を配置する。(看護学科DP3、4に対応)

- 看護職として生涯にわたり主体的・継続的に学修に取り組み態度、多職種と連携・協働する力、社会に貢献する態度を身につけるために、専門教育科目を設け、演習科目、実習科目を体系的に配置する。なお、特に多職種連携、生涯にわたり学修する力を身につけるために、専門教育科目の専門分野に看護の統合と実践領域を設ける。(看護学科DP5、6、7に対応)
- ※保健師国家資格取得希望者(定員20人/選択制)には、保健師養成科目を配置する。(看護学科DP5、6、7に対応)

アドミSSIONポリシー

- 高等学校段階までに身につけるべき基礎的・基本的な知識・技能を身につけている人(看護学科CP1、2に対応)
- 「国語」または「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くことの本来的な能力を身につけている人(看護学科CP1、2に対応)

- 社会の様々な問題に対して、知識・技能や情報をもとにして、筋道を立てて考える力、判断する力、表現する力を身につけている人(看護学科CP3に対応)

- ものごとに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組み態度が身につけている人(看護学科CP4に対応)
- 看護師、または保健師の社会的使命や役割に関心をもち、他者への思いやりと熱意をもって社会貢献しようとする意欲のある人(看護学科CP4に対応)
- 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他者とコミュニケーションをとりながら協力して課題をやり遂げることができる人(看護学科CP4に対応)

心理学科のカリキュラム

1. 教育研究上の目的—養成する人材像

心理学科は、多様な心理学および関連領域を学び、現代社会における多彩なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな課題に心理学の観点からアプローチできる人材を養成する。

心理学科において養成した人材は、心理学の観点から、地域、職場、家庭などのさまざまな社会生活の場における問題にアプローチできるようになる。

2. 学位

心理学科では、4年以上在学し、必要な単位数を修得した者に学士の学位を授与します。

なお、通算して在籍年数は5年を超過することができません（休学期間は算入する）。

心理学科の卒業生に与えられる学士の学位は、下表のとおりです。

学 科 名	学士の学位
心 理 学 科	学士（心理学）

3. 学科の方針

心理学科ディプロマポリシー（学位授与の方針）

心理学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位数を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 社会人として、幅広い教養と自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。（総合医療学部ディプロマポリシー1に対応）
2. 社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。（総合医療学部ディプロマポリシー1に対応）
3. 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。（総合医療学部ディプロマポリシー2に対応）
4. 変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける態度を修得している。（総合医療学部ディプロマポリシー3に対応）
5. 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働する態度を身につけている。（総合医療学部ディプロマポリシー4に対応）

心理学科カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

心理学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような教育課程を編成・実施します。

1. 「大学での学び」への導入教育を行うとともに、幅広い教養を身につけるために、初年次教育科目、一般教養科目を設け、講義科目、演習科目を配置する（心理学科ディプロマポリシー1に対応）。
 2. 多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得するために、専門教育科目の中に、キャリア教育分野を設け、講義科目、演習科目を体系的に配置する（心理学科ディプロマポリシー1、2に対応）。
 3. 基礎的なアカデミックスキル、ならびに専門性の高い心理学の知識・技能を修得するため、専門教育科目の中に、ゼミ・卒業研究分野を設け、演習科目を体系的に配置する（心理学科ディプロマポリシー1、2に対応）。
- ※卒業後、公認心理師を目指す学生には、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」を配置する。
4. 心理学の研究法や科学的な見方・思考法を修得するために、専門教育科目の中に、研究法分野を設け、

講義科目、演習科目を体系的に配置する（心理学科ディプロマポリシー3に対応）。

5. 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得をするために、専門教育科目に、基礎心理学分野、教育・発達心理学分野、臨床心理学分野、社会・産業心理学分野、健康・医療分野、ならびに対人支援分野を設け、講義科目、演習科目を体系的に配置する（心理学科ディプロマポリシー3に対応）。

※卒業後、公認心理師を目指す学生には、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」を配置する。

6. 周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける態度、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働する態度を身につけるために、各分野の中に演習科目・実験科目を体系的に配置する。（心理学科ディプロマポリシー4、5に対応）

※卒業後、公認心理師を目指す学生には、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」を配置する。

心理学科アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）

心理学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 高等学校段階までに身につけるべき基礎的・基本的な知識・技能を身につけている人（心理学科カリキュラムポリシー1に対応）
2. 「国語」または「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くことの基本的な能力を身につけている人（心理学科カリキュラムポリシー1に対応）
3. 社会の様々な問題に対して、知識・技能や情報をもとにして、筋道を立てて考える力、判断する力、表現する力を身につけている人（心理学科カリキュラムポリシー4、5に対応）
4. ものごとに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組む態度が身につけている人（心理学科カリキュラムポリシー6に対応）
5. 公認心理師、または一般職業人の社会的使命や役割に関心を持ち、他者への思いやりと熟意をもって社会貢献しようとする意欲のある人（心理学科カリキュラムポリシー6に対応）
6. 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他者とコミュニケーションをとりながら協力して課題をやり遂げることができる人（心理学科カリキュラムポリシー6に対応）

4. 教育課程の特色について

(1) 初年次教育科目

初年次教育科目は、「大学での学び」の意義を理解して主体的に学ぶ習慣を修得するとともに、学修に必要な基礎的な能力を育成する目的で、1年次前期・後期に「フレッシューズセミナー1」、「フレッシューズセミナー2」の2科目4単位を必修科目として配置している。

(2) 一般教養科目

一般教養科目は、幅広い教養を身につけるために、日本語・英語の基本能力の修得、基礎的教養の修得、ならびに国際理解や多職種理解・連携を図るための科目で構成している。

また、将来のキャリアを見据えて、以下の3つの教育プログラムを設定し、学生の目標に合わせて履修できるようにしている。

【ヘルスケア・連携プログラム】

多職種理解を目的に、医療現場で必要となる知識・能力等の育成を目指す教育プログラムであり、医薬品、社会学、法律、栄養学等の幅広い知識を学び、多職種連携やチーム医療への理解を深める。

【コミュニティ・ヘルスケアプログラム】

地域で活躍する専門職を目指す教育プログラムであり、研究法、倫理、災害復興、ボランティア、ジェンダー等の多様な視点から地域社会の課題を理解し、課題解決に貢献するための知識を身につける。

【グローバル・ヘルスケアプログラム】

グローバルな視点を持ち、多様性や異文化を尊重する姿勢を養う教育プログラムであり、国際的な医療協力や異文化理解を深めることで、地域社会の活性化にも応用できる知識、技能を育む。

3つの教育プログラムを展開するにあたり、一般教養科目は領域別に、「語学科目群」、「教養科目群」、「グローバル展開科目群」、「連携科目群」の4つの科目群を設け、幅広く授業科目を配置している。配当学年は、医療英語を除き、1年次からとする。各科目区分、及び配置している授業科目の特色は以下の通りである。

① 語学科目群

大学での学修ならびに社会生活において必須となる基本的な技能（読み・書き）を育成する目的で、1年次前期に「日本語A」、後期に「日本語B」の2科目2単位を必修科目として配置している。

基礎的語学力を育成する目的で、1年次前期・後期に「英語A」、「英語B」の2科目2単位を必修科目として配置し、2年次後期に「医療英語」を選択科目として配置している。

② 教養科目群

現代社会や医療現場において必須となる基本的なIT知識等を育成する目的で、1年次前期に「スマートテクノロジー基礎」、後期に「メディカルテクノロジー基礎」の2科目4単位を必修科目として配置している。

健康に関する理解を深め、自らの健康を維持・増進する目的で、1年次前期に「健康の科学」、「健康・スポーツ1」、後期に「健康・スポーツ2」の3科目4単位を必修科目として配置している。

基礎的教養を幅広く修得する目的で、11科目22単位を1年次前期・後期に選択科目として配置している。

③ グローバル展開科目群

多文化的視点を通じて、グローバルな保健活動に貢献する力を育成する目的で、1年次前期に「国際保健論」の1科目2単位を選択科目として配置している。

また、海外の医療の実際や先進医療、地域医療等の基礎を習得する目的で、3科目4単位を1年次前期・後期に自由科目として配置している。

④ 連携科目群

多職種理解や他分野の基礎的教養を幅広く修得する目的で、9科目14単位を1年次前期・後期に選択科目として配置している。

(3) 専門教育科目

心理学科の専門教育科目は、心理学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を達成するために、心理学の幅広い知識の修得に加えて、対人支援やマーケティング、心理学研究法や心理アセスメントなどの技法の修得もできる科目からなり、将来のキャリアを見据えた以下の3つの教育プログラムを構成している。

【地域支援プログラム】

就労・生活支援等の福祉業界で相談員や、警察官などの対人コミュニケーションを重視した公務員等を目指す。

【ビジネス心理プログラム】

心理学の幅広い学びを活かし、ビジネス業界や実社会の多様な場面において活躍できる人材の養成を目指す。

【カウンセラープログラム】

心理カウンセラーの進路を見据え、公認心理師国家資格の取得を目指す。

科目区分として、「研究法分野」、「基礎心理学分野」、「教育・発達心理学分野」、「臨床心理学分野」、「社会・産業心理学分野」、「健康・医療分野」、「対人支援分野」、「キャリア教育分野」、「ゼミ・卒業研究分野」の9分野を設け、体系的な履修ができるよう授業科目を配置している。特に1、2年次は心理学の基礎的知識と研究法に関する科目を配置し、3年次にはより専門性の高い心理学の知識・研究法の修得を目的とした科目を配置し、4年次に配置している「卒業研究」で4年間の学修の総括を行う。

① 研究法分野

心理学の実証研究の遂行に求められる科学的な研究法（実験法、調査法など）や統計法、データ処理の知識・技能を修得するための分野である。1年次に必修科目として「心理学統計法1」、「心理学研究法」、2年次に必修科目として「心理学統計法2」、「心理学実験1」、「心理学実験2」、選択科目として「ビジネスデータ分析演習」、3年次には選択科目として「心理学調査概論」、「ウェブ実験デザイン演習」、「心理学発展研究演習」をそれぞれ配置している。

② 基礎心理学分野

心理学の概要の理解、ならびに知覚、認知、学習といった人間の基礎的な心理機能の特性と神経系・生理系との関係についての知識を修得するための分野である。1年次に必修科目として「心理学への招待」、「心理学概論」、「知覚・認知心理学」、2年次には必修科目として「学習・言語心理学」、選択科目として「ビジネスと認知行動」、「視覚デザインの心理学」、3年次に選択科目として「芸術の心理学」、「神経・生理心理学」、「考えることの心理学」、「認知心理学の応用」、「応用心理学演習」をそれぞれ配置している。

③ 教育・発達心理学分野

人間の心理・行動の発達過程や、幼児・児童・生徒への適切な教育実践などについての知識を修得するための分野である。必修科目として1年次に「発達心理学」、2年次に選択科目として「青年心理学」、「教育・学校心理学」、「モチベーションの心理学」、3年次に選択科目として「老年心理学」をそれぞれ配置している。

④ 臨床心理学分野

臨床心理学の理論と実践に関する基礎的な知識・技能や、福祉や司法・犯罪分野などに関わる心理学知識を修得するための分野である。1年次に必修科目として「臨床心理学概論」、2年次には必修科目として「感情・人格心理学」、選択科目として「福祉心理学」、「司法・犯罪心理学」、「公認心理師の職責」、3年次には選択科目として「心理的アセスメント1」、「心理的アセスメント2」、「心理学的支援法」、「心理演習」を配置し、4年次に選択科目として「心理実習」を配置している。

⑤ 社会・産業心理学分野

対人関係や社会、集団、産業組織などにおける人間の心理・行動に関する知識を修得するための分野である。1年次に必修科目として「社会・集団・家族心理学1」、2年次に必修科目として「組織の中の人間-組織行動の心理学-」、選択科目として「社会・集団・家族心理学2」、「コミュニケーション心理学」、3年次に選択科目として「産業・組織心理学」、「マーケティングと心理学」、「広告と消費者行動」をそれぞれ配置している。

⑥ 健康・医療分野

疾病や障害が人間の心理・行動・人体にもたらす影響に関する知識を修得するための分野である。2年次に「健康・医療心理学」、「人体の構造と機能及び疾病」、「障害者・障害児心理学」、3年次に「精神疾患とその治療」をすべて選択科目として配置している。

⑦ 対人支援分野

社会福祉に関する知識・技能を修得するための分野である。1年次に「社会学と社会システム」、2年次に「社会福祉の原理と政策1」、「地域福祉と包括的支援体制1」、「ソーシャルワークの基礎と専門職」、「社会福祉の原理と政策2」、「障害者福祉」、「地域福祉と包括的支援体制2」、3年次に「関係行政論」、「刑事司法と福祉」、「社会保障1」、「権利擁護を支える法制度」、「社会福祉調査の基礎」、「ソーシャルワーク演習」、「社会保障2」をすべて選択科目として配置している。

⑧ キャリア教育分野

社会人として必要な知識や技能を修得するとともに、卒業後の進路を見据えたキャリアデザインを描き、心理学等の知識・技能を活かして社会・組織に貢献する態度・意欲を醸成する教育を行うための分野である。3年次に必修科目として「キャリアデザイン1」、「キャリアデザイン2」、選択科目として3年次に「キャリアデザイン総合演習」をそれぞれ配置している。

⑨ ゼミ・卒業研究分野

基礎的なアカデミックスキルの修得からはじまり、専門性の高い心理学の知識・技能を修得し、4年間の学修の集大成として卒業研究を行うための分野である。2年次に「心理学基礎演習1」、「心理学基礎演習2」、3年次に「心理学特殊演習1」、「心理学特殊演習2」、4年次に「卒業研究」を配置し、いずれも必修科目とする。

(4) 多職種連携に関わる科目配置

心理学科では、公認心理師等のカウンセラーを目指す学生や社会福祉関連の一般職に従事することを目指す学生に対し、多職種との連携ができるよう段階的に理解を深めるカリキュラムを組んでいる。

1年次では、『一般教養科目（連携科目群）』における「多職種連携とチーム医療」において、多職種の役割や視点を理解し、チーム医療における円滑な連携を図る力を身につける。

2年次では、『専門教育科目（健康・医療分野）』における「健康・医療心理学」において、職場や地域、災害時の心理的支援、多職種連携、チームについて主体的に関わることができるよう理解を深める。

また、『専門教育科目（対人支援分野）』における「地域福祉と包括的支援体制2」において、多職種、および多機関協働の意義と実際について理解を深める。

3年次、および4年次では、『専門教育科目（臨床心理学分野）』における「心理演習」、「心理実習」において、多職種連携と地域連携について理解を深める。

5. 卒業要件と授業科目

P. 58～59およびP. 63に、初年次教育科目、一般教養科目および専門教育科目の一覧、カリキュラム・ツリー（科目一覧の科目を分野ごとに分けて示し、カリキュラムにおける科目の位置や相互関係が一目瞭然となるようにした体系図）を掲載しています。以下の注意事項をよく読んで、自分がどの科目を履修するのか計画を立て、より幅広い知識を身につけてください。

注意事項

1. 各科目は、学年順に履修してください。自分の学年より上位に割り当てられている科目は履修できません。
2. 必修科目の単位は、必ず修得する必要があります。
3. 卒業に必要な初年次教育科目、一般教養科目および専門教育科目の単位を満たすために、選択科目の単位を修得する必要があります。

【卒業に必要な単位】

初年次教育科目 4 単位、一般教養科目22単位以上、専門教育科目98単位以上、合計124単位以上を修得することを卒業要件と定める。

		必修	選択
初年次教育科目	—	4	—
一般教養科目	語学科目群	4	10
	教養科目群	8	
	グローバル展開科目群	0	
	連携科目群	0	
専門教育科目	研究法分野	10	50
	基礎心理学分野	8	
	教育・発達心理学分野	2	
	臨床心理学分野	4	
	社会・産業心理学分野	4	
	健康・医療分野	0	
	対人支援分野	0	
	キャリア教育分野	4	
ゼミ・卒業研究分野	16		
合 計		64	60
卒業要件単位数		124	

6. 進級判定について

2年生から3年生、3年生から4年生への進級判定は、次の基準によります。

(1) 2年生から3年生への進級判定

1. 2年以上在学していること。
2. 初年次教育科目、一般教養科目、専門教育科目あわせて50単位以上の単位数を修得していること。
3. 「心理学基礎演習1」及び「心理学基礎演習2」の単位を修得していること。
4. 2年生の終了までに、必要な学費を全額納入していること。

※ 3年生への進級判定不合格者は留年となり、3年生以上に配当された科目の履修はできません。

(2) 3年生から4年生への進級判定

1. 3年以上在学していること。
2. 初年次教育科目、一般教養科目、専門教育科目あわせて90単位以上の単位数を修得していること。
3. 「心理学特殊演習1」及び「心理学特殊演習2」の単位を修得していること。
4. 3年生の終了までに、必要な学費を全額納入していること。

※1 4年生への進級判定不合格者は留年となり、4年生に配当された科目の履修はできません。

※2 4年生に進級合格した者は、就職活動等で必要な**卒業見込証明書**の交付が受けられます。

7. 卒業判定について

卒業の判定基準は、次のとおりです。

1. 4年以上在学していること。
2. 卒業に必要な科目をすべて修得していること。
3. 卒業に必要な単位数以上を修得していること（単位数の内訳は、「P.53 卒業要件と授業科目」を参照してください）。
4. 卒業までに必要な学費を全額納入していること。

※1 卒業判定基準を満たした者は卒業と認定され、学士の学位が授与されます。

8. 取得可能な資格について

心理学科で取得できる資格・受験資格は以下の通りです。

資格名	資格区分	取得内容	科目履修
認定心理士	民間資格	資格取得可能	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能
認定心理士 (心理調査)	民間資格	資格取得可能	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能
公認心理師	国家資格	受験資格取得可能（指定施設での実務経験あるいは大学院修了後）	卒業要件単位に含まれる科目を履修のうえ、指定施設での一定期間の実務経験あるいは大学院において省令で定める科目の履修が必要
臨床心理士	民間資格	受験資格取得可能（大学院修了後）	学士課程修了後、養成大学院において必要な科目の履修が必要

心理学科では、卒業要件単位に含まれる科目を履修することで、民間資格の「認定心理士」ならびに「認定心理士（心理調査）」を取得することができます。

■認定心理士関連科目及び単位数

2027年4月1日付で認定心理士関係諸規則が改正されます。本学では、以下に示す「認定心理士関連科目・単位数一覧」について、同改正内容を反映した区分を掲載しています。なお、旧規則（2014年度版）による申請も2031年3月までの移行措置期間中は有効とされており、当該期間は新旧いずれの規則に基づく申請も可能です。

規定科目		資格取得に必要な単位数	授業科目名	履修学年
基礎科目	a 領域 心理学概論	12単位 以上修得	心理学概論	1
	b 領域 心理学研究法		心理学への招待	1
			心理学統計法1 心理学研究法 心理学統計法2	1 1 2
c 領域 心理学実験実習	心理学実験1 心理学実験2	2 2		
選択科目	d 領域 知覚心理学・学習心理学	16単位 以上修得（5 領域のうち4 領域以上で各 領域2単位以上）	知覚・認知心理学	1
	e 領域 生理心理学・比較心理学		学習・言語心理学	2
			視覚デザインの心理学	2
	f 領域 教育心理学・発達心理学		神経・生理心理学	3
			発達心理学	1
			青年心理学	2
			教育・学校心理学 モチベーションの心理学	2 2
g 領域 臨床心理学・人格心理学	臨床心理学概論	1		
感情・人格心理学	2			
福祉心理学	2			
司法・犯罪心理学	2			
心理的アセスメント1	3			
心理学的支援法	3			
心理的アセスメント2	3			
健康・医療心理学	2			
障害者・障害児心理学	2			

選択科目	h 領域 社会心理学・産業心理学	16単位 以上修得（5 領域のうち4 領域以上で各 領域2単位以 上）	ビジネスと認知行動	2
			社会・集団・家族心理学1	1
			社会・集団・家族心理学2	2
			組織の中の人間-組織行動の心理学-	2
			コミュニケーション心理学	2
			産業・組織心理学	3
			広告と消費者行動	3
i 領域 そのほか		卒業研究*	4	

この資格を取得する場合は、合計36単位以上の単位修得が必要。

※卒業の単位としては8単位ですが、認定心理士の資格申請としては4単位までしか認められません。

■認定心理士（心理調査）関連科目

規定科目		授業科目名	履修学年
1. 概論領域 心理調査概論・心理調査法		心理学研究法	1
		心理学調査概論	3
2. 統計領域 心理学統計		心理学統計法1	1
		心理学統計法2	2
3. 発展領域 発展／展開研究（実習）		心理学発展研究演習	3
		卒業研究*	4

この資格を取得する場合は、認定心理士関連科目に加えて、上記の科目すべての単位修得が必要。

※卒業の単位としては8単位ですが、認定心理士の資格申請としては4単位までしか認められません。

また、公認心理師国家試験受験資格を得るためには、公認心理師法施行規則に定める必要な科目の単位を修得し、学部を卒業した上で、(1) 大学院において省令で定める科目の単位を修得し、大学院を修了、あるいは(2) 指定施設での一定期間の実務経験が必要となります。

■公認心理師関連科目

規定科目		授業科目名	履修学年
1	①公認心理師の職責	公認心理師の職責	2
2	②心理学概論	心理学概論	1
3	③臨床心理学概論	臨床心理学概論	1
4	④心理学研究法	心理学研究法	1
5	⑤心理学統計法	心理学統計法1	1
		心理学統計法2	2
6	⑥心理学実験	心理学実験1	2
		心理学実験2	2
7	⑦知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	1
8	⑧学習・言語心理学	学習・言語心理学	2
9	⑨感情・人格心理学	感情・人格心理学	2
10	⑩神経・生理心理学	神経・生理心理学	3

11	⑪社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学1	1
		社会・集団・家族心理学2	2
12	⑫発達心理学	発達心理学	1
13	⑬障害者（児）心理学	障害者・障害児心理学	2
14	⑭心理的アセスメント	心理的アセスメント1	3
		心理的アセスメント2	3
15	⑮心理学的支援法	心理学的支援法	3
16	⑯健康・医療心理学	健康・医療心理学	2
17	⑰福祉心理学	福祉心理学	2
18	⑱教育・学校心理学	教育・学校心理学	2
19	⑲司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2
20	⑳産業・組織心理学	産業・組織心理学	3
21	㉑人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2
22	㉒精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	3
23	㉓関係行政論	関係行政論	3
24	㉔心理演習	心理演習	3
25	㉕心理実習（80時間以上）	心理実習	4

この受験資格を取得する場合は、上記の科目すべての単位修得が必要。

9. 4年次開講科目「心理実習」について

公認心理師国家試験受験資格取得のための学修は、公認心理師法施行規則により「心理実習」の科目で、80時間以上の見学実習が必要とされます。

なお、4年次開講科目「心理実習」の履修については、以下の履修要件が設けられています。

1. 3年次修了時点でGPAが3.0以上であること。
2. 3年次開講「心理演習」を履修し、成績がA以上であること。
3. 3年次までに開講されている公認心理師関連科目の単位をすべて修得済みであること。
4. 実習費30,000円を4年次前期授業料納入期限までに納入していること。なお、一度納入された実習費は、理由によらず返還されません。

また、「心理実習」を履修する学生は、大学で下記の保険に加入します。

- ・ 学生教育研究災害傷害保険特約（接触感染予防保険金支払特約）
- ・ 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（Cコース：医療関連学部実習に対応）

詳細につきましては、学科オリエンテーション等にて説明されますので、必ず参加してください。

10. 心理学科の科目一覧

部門	専 門 教 育 科 目						初 年 次 教 育 科 目	
	必 要 単 位 (98単位)						必 要 単 位 (4単位)	
	必 修 科 目 必要単位：48単位		選 択 科 目 必要単位：50単位以上				初 年 次 教 育 科 目	
学年	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
1	心理学への招待	2	社会学と社会システム	2			フレッシュャーズセミナー1	2
	心理学概論	2					フレッシュャーズセミナー2	2
	心理学統計法1	2						
	心理学研究法	2						
	知覚・認知心理学	2						
	発達心理学	2						
	臨床心理学概論	2						
	社会・集団・家族心理学1	2						
2	心理学実験1	2	ビジネスと認知行動	2	ビジネスデータ分析演習	2		
	心理学統計法2	2	青年心理学	2	視覚デザインの心理学	2		
	学習・言語心理学	2	福祉心理学	2	教育・学校心理学	2		
	感情・人格心理学	2	社会・集団・家族心理学2	2	モチベーションの心理学	2		
	組織の中の人間-組織行動の心理学-	2	健康・医療心理学	2	司法・犯罪心理学	2		
	心理学基礎演習1	2	社会福祉の原理と政策1	2	公認心理師の職責	1		
	心理学実験2	2	地域福祉と包括的支援体制1	2	コミュニケーション心理学	2		
	心理学基礎演習2	2	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	人体の構造と機能及び疾病	2		
					障害者・障害児心理学	2		
					社会福祉の原理と政策2	2		
3	キャリアデザイン1	2	心理学調査概論	2	心理学発展研究演習	2		
	心理学特殊演習1	2	ウェブ実験デザイン演習	2	考えることの心理学	2		
	キャリアデザイン2	2	芸術の心理学	2	認知心理学の応用	2		
	心理学特殊演習2	2	神経・生理心理学	2	応用心理学演習	2		
			心理的アセスメント1	2	老年心理学	2		
			心理学的支援法	2	心理的アセスメント2	2		
			産業・組織心理学	2	心理演習	2		
			マーケティングと心理学	2	広告と消費者行動	2		
			精神疾患とその治療	2	権利擁護を支える法制度	2		
			関係行政論	2	社会福祉調査の基礎	2		
			刑事司法と福祉	2	ソーシャルワーク演習	2		
			社会保障1	2	社会保障2	2		
					キャリアデザイン総合演習	2		
4	卒業研究	8	心理実習	2				
開 設 単 位 数	48	44	49			4		

- : 専門教育科目の必修科目
- : 初年次教育科目の必修科目
- : 一般教養科目の必修科目
- : 選択科目
- : 専門教育科目の選択科目のうち、公認心理師法が定める必要な科目
- (★) : 卒業に必要な単位の中に含まれない自由科目

一 般 教 養 科 目							
必 要 単 位 (22単位以上 (必修科目12単位、選択科目10単位以上))							
語 学 科 目 群		教 養 科 目 群		グ ロー ブ ル 展 開 科 目 群		連 携 科 目 群	
科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数	科 目 名	単 位 数
日本語A	1	スマートテクノロジー基礎	2	国際保健論	2	健康と薬	2
日本語B	1	メディカルテクノロジー基礎	2	グローバルヘルスケア (★)	2	多職種連携とチーム医療	1
英語A	1	研究法基礎	2	ナショナルヘルスケア (先進医療) (★)	1	放射線と健康支援	1
英語B	1	統計のしくみ1	2	ナショナルヘルスケア (地域医療) (★)	1	放射線と人体	2
		統計のしくみ2	2			人間栄養学	2
		倫理	2			疫学	2
		歴史と文化	2			看護学	1
		文学の世界	2			救急処置法	2
		社会学入門	2			リハビリテーション学	1
		災害からの復興	2				
		ボランティア論	2				
		暮らしのなかの憲法	2				
		ジェンダー論	2				
		健康の科学	2				
		健康・スポーツ1	1				
医療英語	2	健康・スポーツ2	1				
	6		30		6		14

(2) ビジネス心理モデル

初年度 教育科目	1年度		2年度		3年度		4年度		卒業要件 単位数 4 4 4 22 24 22 24 98 98 124 124 124 0 0 2 124 124 124
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
プレッシャーセミナー1	2 2 2	プレッシャーセミナー2	2 2 2						
日本語A	1 1 1	日本語B	1 1 1						
英語A	1 1 1			医療英語	2 2 2				
英語B	1 1 1								
スマートテクノロジー基礎	2 2 2	メディアカルテクノロジー基礎	2 2 2						
研究法基礎	2 2 2	統計のしくみ2	2 2 2						
統計のしくみ1	2 2 2	文学の世界	2 2 2						
倫理	2 2 2	暮らしのなかの憲法	2 2 2						
歴史と文化	2 2 2	ジュエダー論	2 2 2						
社会学入門	2 2 2	健康・スポーツ2	1 1 1						
災害からの復興	2 2 2								
ボランティア論	2 2 2								
健康の科学	2 2 2								
健康・スポーツ1	1 1 1								
国際保健論	2 2 2	グローバルヘルスケア*	2 2 2						
ナショナルヘルスケア(他選履)**									
ナショナルヘルスケア(他選履)**									
連携科目群	2	多職種連携とチーム医療 放射線と人体 人間栄養学 疫学 看護学 救急処置法 リハビリテーション学	2 2 2						
研究法分野		心理学統計法1 心理学研究法	2 2 2 2 2 2						
分履	2 2 2	知覚・認知心理学	2 2 2						
心理学概論	2 2 2								
心理学		発達心理学	2 2 2						
心理学		臨床心理学概論	2 2 2						
心理学		社会・集団・家族心理学1	2 2 2						
心理学									
心理学		健康・医療心理学	2 2 2						
心理学		健康・医療心理学	2 2 2						
心理学		社会福祉の原理と政策1 地域福祉と包括的支援体制1 ソーシャルワークの基礎と専門職	2 2 2						
心理学		社会福祉の原理と政策2 地域福祉と包括的支援体制2 ソーシャルワークの基礎と専門職	2 2 2						
心理学		キャリアデザイン1	2 2 2						
心理学		キャリアデザイン2	2 2 2						
心理学		キャリアデザイン総合演習	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習1	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習2	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習3	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習4	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習5	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習6	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習7	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習8	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習9	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習10	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習11	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習12	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習13	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習14	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習15	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習16	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習17	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習18	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習19	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習20	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習21	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習22	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習23	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習24	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習25	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習26	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習27	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習28	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習29	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習30	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習31	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習32	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習33	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習34	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習35	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習36	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習37	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習38	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習39	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習40	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習41	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習42	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習43	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習44	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習45	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習46	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習47	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習48	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習49	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習50	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習51	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習52	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習53	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習54	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習55	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習56	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習57	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習58	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習59	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習60	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習61	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習62	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習63	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習64	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習65	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習66	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習67	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習68	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習69	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習70	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習71	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習72	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習73	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習74	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習75	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習76	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習77	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習78	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習79	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習80	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習81	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習82	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習83	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習84	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習85	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習86	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習87	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習88	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習89	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習90	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習91	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習92	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習93	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習94	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習95	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習96	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習97	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習98	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習99	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習100	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習101	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習102	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習103	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習104	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習105	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習106	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習107	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習108	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習109	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習110	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習111	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習112	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習113	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習114	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習115	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習116	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習117	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習118	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習119	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習120	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習121	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習122	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習123	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習124	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習125	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習126	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習127	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習128	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習129	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習130	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習131	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習132	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習133	2 2 2						
心理学		心理学特殊演習134	2 2 2						
心理学		心理学							

(3) カウンセラーモデル

初年度 教育科目	1年度		2年度		3年度		4年度		卒業 要件 4単位 以上
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
一般教養科目	フレッシュヤーズセミナー1	フレッシュヤーズセミナー2	2	2					22 24 22単位 以上
	日本語A	日本語B	1	1					
	英語A		1	1					
	英語B		1	1					
	スマートテクノロジー基礎	メディアカルテクノロジー基礎	2	2					
	研究法基礎	統計のしくみ2	2	2					
	倫理	文学の世界	2	2					
	歴史と文化	暮らしのなかの憲法	2	2					
	社会学入門	ジュエター論	2	2					
	災害からの復興	健康・スポーツ2	1	1					
健康の科学	ボランティア論	2	2						
健康・スポーツ1	ボランティア論	2	2						
国際保健論	健康・スポーツ1	1	1						
グローバルヘルスケア※	グローバルヘルスケア※	2							
ナショナルヘルスケア (他選履)※									
ナショナルヘルスケア (他選履)※									
健康と薬	多職種連携とチーム医療	2							
放射線と健康支援	放射線と人体	2							
人間栄養学	疫学	2							
看護学	看護学	2							
救急処置法	救急処置法	2							
リハビリテーション学	リハビリテーション学	2							
研究法分野	心理学統計法1	2	2						
	心理学研究法	2	2						
分履	心理学への招待	2	2						
心理学	心理学概論	2	2						
心理学	発達心理学	2	2						
心理学	臨床心理学概論	2	2						
心理学	社会・集団・家族心理学1	2	2						
心理学	社会・集団・家族心理学2	2	2						
心理学	健康・医療心理学	2	2						
心理学	健康・医療心理学	2	2						
心理学	感情・人格心理学	2	2						
心理学	司法・犯罪心理学	2	2						
心理学	公認心理師の職責	1	1						
心理学	コミュニケーション心理学	2	2						
心理学	産業・組織心理学	2	2						
心理学	マーケティングと心理学	2	2						
心理学	精神疾患とその治療	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者福祉	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制1	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制2	2	2						
心理学	ソーシャルワークの基礎と専門職	2	2						
心理学	キャリアデザイン1	2	2						
心理学	キャリアデザイン2	2	2						
心理学	キャリアデザイン総合演習	2	2						
心理学	心理学基礎演習1	2	2						
心理学	心理学基礎演習2	2	2						
心理学	心理学発展研究演習	2	2						
心理学	ウェブ実験デザイン演習	2	2						
心理学	芸術の心理学	2	2						
心理学	考えることの心理学	2	2						
心理学	認知心理学の応用	2	2						
心理学	神経・生理心理学	2	2						
心理学	老年心理学	2	2						
心理学	心理的アセスメント1	2	2						
心理学	心理的アセスメント2	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	産業・組織心理学	2	2						
心理学	マーケティングと心理学	2	2						
心理学	精神疾患とその治療	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者福祉	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制1	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制2	2	2						
心理学	ソーシャルワークの基礎と専門職	2	2						
心理学	キャリアデザイン1	2	2						
心理学	キャリアデザイン2	2	2						
心理学	キャリアデザイン総合演習	2	2						
心理学	心理学基礎演習1	2	2						
心理学	心理学基礎演習2	2	2						
心理学	心理学発展研究演習	2	2						
心理学	ウェブ実験デザイン演習	2	2						
心理学	芸術の心理学	2	2						
心理学	考えることの心理学	2	2						
心理学	認知心理学の応用	2	2						
心理学	神経・生理心理学	2	2						
心理学	老年心理学	2	2						
心理学	心理的アセスメント1	2	2						
心理学	心理的アセスメント2	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	産業・組織心理学	2	2						
心理学	マーケティングと心理学	2	2						
心理学	精神疾患とその治療	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者福祉	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制1	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制2	2	2						
心理学	ソーシャルワークの基礎と専門職	2	2						
心理学	キャリアデザイン1	2	2						
心理学	キャリアデザイン2	2	2						
心理学	キャリアデザイン総合演習	2	2						
心理学	心理学基礎演習1	2	2						
心理学	心理学基礎演習2	2	2						
心理学	心理学発展研究演習	2	2						
心理学	ウェブ実験デザイン演習	2	2						
心理学	芸術の心理学	2	2						
心理学	考えることの心理学	2	2						
心理学	認知心理学の応用	2	2						
心理学	神経・生理心理学	2	2						
心理学	老年心理学	2	2						
心理学	心理的アセスメント1	2	2						
心理学	心理的アセスメント2	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	産業・組織心理学	2	2						
心理学	マーケティングと心理学	2	2						
心理学	精神疾患とその治療	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者福祉	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制1	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制2	2	2						
心理学	ソーシャルワークの基礎と専門職	2	2						
心理学	キャリアデザイン1	2	2						
心理学	キャリアデザイン2	2	2						
心理学	キャリアデザイン総合演習	2	2						
心理学	心理学基礎演習1	2	2						
心理学	心理学基礎演習2	2	2						
心理学	心理学発展研究演習	2	2						
心理学	ウェブ実験デザイン演習	2	2						
心理学	芸術の心理学	2	2						
心理学	考えることの心理学	2	2						
心理学	認知心理学の応用	2	2						
心理学	神経・生理心理学	2	2						
心理学	老年心理学	2	2						
心理学	心理的アセスメント1	2	2						
心理学	心理的アセスメント2	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	産業・組織心理学	2	2						
心理学	マーケティングと心理学	2	2						
心理学	精神疾患とその治療	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者福祉	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制1	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制2	2	2						
心理学	ソーシャルワークの基礎と専門職	2	2						
心理学	キャリアデザイン1	2	2						
心理学	キャリアデザイン2	2	2						
心理学	キャリアデザイン総合演習	2	2						
心理学	心理学基礎演習1	2	2						
心理学	心理学基礎演習2	2	2						
心理学	心理学発展研究演習	2	2						
心理学	ウェブ実験デザイン演習	2	2						
心理学	芸術の心理学	2	2						
心理学	考えることの心理学	2	2						
心理学	認知心理学の応用	2	2						
心理学	神経・生理心理学	2	2						
心理学	老年心理学	2	2						
心理学	心理的アセスメント1	2	2						
心理学	心理的アセスメント2	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	産業・組織心理学	2	2						
心理学	マーケティングと心理学	2	2						
心理学	精神疾患とその治療	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者福祉	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制1	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制2	2	2						
心理学	ソーシャルワークの基礎と専門職	2	2						
心理学	キャリアデザイン1	2	2						
心理学	キャリアデザイン2	2	2						
心理学	キャリアデザイン総合演習	2	2						
心理学	心理学基礎演習1	2	2						
心理学	心理学基礎演習2	2	2						
心理学	心理学発展研究演習	2	2						
心理学	ウェブ実験デザイン演習	2	2						
心理学	芸術の心理学	2	2						
心理学	考えることの心理学	2	2						
心理学	認知心理学の応用	2	2						
心理学	神経・生理心理学	2	2						
心理学	老年心理学	2	2						
心理学	心理的アセスメント1	2	2						
心理学	心理的アセスメント2	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	心理学的支援法	2	2						
心理学	産業・組織心理学	2	2						
心理学	マーケティングと心理学	2	2						
心理学	精神疾患とその治療	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者・障害児心理学	2	2						
心理学	障害者福祉	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制1	2	2						
心理学	地域福祉と包括的支援体制2	2	2						
心理学	ソーシャルワークの基礎と専門職	2	2						
心理学	キャリアデザイン1	2	2						
心理学	キャリアデザイン2	2	2						
心理学	キャリアデザイン総合演習	2	2						
心理学	心理学基礎演習1	2	2						
心理学	心理学基礎演習2	2	2						
心理学	心理学発展研究演習	2	2						
心理学	ウェブ実験デザイン演習	2	2						
心理学	芸術の心理学	2	2						
心理学	考えることの心理学	2	2						
心理学	認知心理学の応用	2	2						
心理学	神経・生理心理学	2	2	</					

13. 心理学科のキャリアグラム・マップ

総合医療学部 心理学科 キャリキュラム・マップ

養成する人材像

多様な心理学および関連領域を学び、現代社会における多彩なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな課題に心理学の観点からアプローチできる人材を養成する

ディプロマポリシー

1. 社会人として、幅広い教養と自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。(総合医療学部DP1に対応)
2. 社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。(総合医療学部DP1に対応)

3. 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。(総合医療学部DP2に対応)

4. 変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける態度を修得している。(総合医療学部DP3に対応)
5. 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働する態度を身につけている。(総合医療学部DP4に対応)

4年	後期	卒業研究	心理実習
3年	前期	卒業研究	心理実習
	後期	キャリアデザイン2 応用心理学演習 心理的アセスメント2	キャリアデザイン総合演習 心理演習 ソーシャルワーク演習 社会保障2
2年	前期	キャリアデザイン1 神経・生理心理学 関係行政論 刑事司法と福祉	心理学的支援法 社会保障1
	後期	司法・犯罪心理学 人体の構造と機能及び疾病 心理学基礎演習2	モチベーションの心理学 公認心理師の職責 コミュニケーション心理学2 社会福祉の原理と政策2 地域福祉と包括的支援体制2
1年	前期	学習・言語心理学 組織の中の人間 一組織行動の心理学－ 心理学基礎演習1	社会・集団・家族心理学2 社会福祉の原理と政策1 地域福祉と包括的支援体制1
	後期	知覚・認知心理学 メタ認知テクノロジー基礎 フレキシチャーズセミナー2	臨床心理学概論 社会・集団・家族心理学1
1年	後期	心理学概論 スマートテクノロジー基礎 フレキシチャーズセミナー1	社会学と社会システム
	前期	ビジネスデータ分析演習 教育・学校心理学 障害者福祉 心理学基礎演習2	視覚デザインの心理学
2年	前期	心理学実験1 ソーシャルワークの 基礎と専門職	感情・人格心理学
	後期	心理学実験2	発達心理学 心理学研究方法
3年	前期	考えることの心理学 老年心理学 心理学特殊演習2	青年心理学 福祉心理学 健康・医療心理学
	後期	心理学発展研究演習 社会福祉調査の基礎	障害者・障害児心理学
4年	前期	心理学調査概論	芸術の心理学
	後期	産業・組織心理学 精神疾患とその治療 心理学特殊演習1	

初年次教育科目・一般教養科目（語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群・連携科目群）

知識	技能	思考力	判断力	表現力	態度（主体性・多様性・協働性）
----	----	-----	-----	-----	-----------------

カリキュラムポリシー

1. 「大学での学び」への導入教育を行うとともに、幅広い教養を身につけるために、初年次教育科目、一般教養科目を設け、講義科目、演習科目を配置する（心理学DP1に対応）。
 2. 多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得するために、専門教育科目の中に、キャリア教育分野を設け、講義科目、演習科目を体系的に配置する（心理学DP1、2に対応）。
 3. 基礎的なアカデミックスキル、ならびに専門性の高い心理学の知識・技能を修得するため、専門教育科目の中に、ゼミ・卒業研究分野を設け、演習科目を体系的に配置する（心理学DP1、2に対応）。
- ※卒業後、公認心理師を目指す学生には、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」を配置する。

4. 心理学の研究法や科学的な見方・思考法を修得するために、専門教育科目の中に、研究法分野を設け、講義科目、演習科目を体系的に配置する（心理学DP3に対応）。
 5. 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得するために、専門教育科目に、基礎心理学分野、教育・発達心理学分野、臨床心理学分野、社会・産業心理学分野、健康・医療分野、ならびに対人支援分野を設け、講義科目、演習科目を体系的に配置する（心理学DP3に対応）。
- ※卒業後、公認心理師を目指す学生には、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」を配置する。

6. 周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける態度、他者と円滑なコミュニケーションをとりながら協働する態度を身につけるために、各分野の中に演習科目・実験科目を体系的に配置する。(心理学DP4、5に対応)
- ※卒業後、公認心理師を目指す学生には、公認心理師法が定める「公認心理師になるために必要な科目」を配置する。

アドミッションポリシー

1. 高等学校段階までに身につけるべき基礎的・基本的な知識・技能を身につけている人（心理学科CP1に対応）
2. 「国語」または「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くことの基本的な能力を身につけている人（心理学科CP1に対応）

3. 社会の様々な問題に対して、知識・技能や情報をもとにして、筋道を立てて考える力、判断する力、表現する力を身につけている人（心理学科CP4、5に対応）

4. ものごとくに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組み態度が身についている人（心理学科CP6に対応）
5. 公認心理師、または一般職業人の社会的使命や役割に関心をもち、他者への思いやりと熱意をもって社会貢献しようとする意欲のある人（心理学科CP6に対応）
6. 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他者とコミュニケーションをとりながら協力して課題をやり遂げることができる人（心理学科CP6に対応）

作業療法学科のカリキュラム

1. 教育研究上の目的—養成する人材像

作業療法学科は、地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏付けされた専門的知識・技術を備えた専門職者（Evidence-Based Practitioner）を育成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。

作業療法学科において養成した人材は、作業療法士の役割と責任を十分認識し、地域住民の健康維持・増進及び作業療法の具体的な提供を通じ、福島県の健康維持・増進、医療の発展に貢献する。

2. 学位

作業療法学科では、4年以上在学し、必要な単位数を修得した者に学士の学位を授与します。

なお、通算して在籍年数は5年を超過することができません（休学期間は算入する）。

作業療法学科の卒業生に与えられる学士の学位は、下表のとおりです。

学 科 名	学士の学位
作業療法学科	学士（作業療法学）

3. 学科の方針

作業療法学科ディプロマポリシー(学位授与の方針)

作業療法学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与します。

1. 幅広い教養と作業療法における専門的な知識・技能を身につけている。(総合医療学部ディプロマポリシー1に対応)
2. 広い視野をもち、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。(総合医療学部ディプロマポリシー2に対応)
3. 地域に住む孤立しがちな人びとや、心身および生活上の障害を抱えた人びとの個別な健康・医療課題を的確に把握し、子どもから高齢者に至るまでその人らしく生活できるように、その生活支援や就労支援を行うために必要な思考力、判断力、表現力を身につけている。(総合医療学部ディプロマポリシー2に対応)
4. 健康・医療に関わる作業療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度、積極的に地域貢献できる態度を身につけている。(総合医療学部ディプロマポリシー3に対応)
5. 円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働することができる。(総合医療学部ディプロマポリシー4に対応)

作業療法学科カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)

作業療法学科では、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような教育課程を編成・実施します。

1. 幅広い教養を身につけるために、初年次教育科目、一般教養科目を設け、講義科目・演習科目等を配置する。(作業療法学科ディプロマポリシー1に対応)
2. 作業療法における基本的な知識・技能を身につけるために、専門教育科目に専門基礎科目を設けるとと

もに、専門的な知識・技能を身につけるために専門科目を設け、講義科目・演習科目を体系的に配置する。(作業療法学科ディプロマポリシー1に対応)

3. 広い視野とリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観、子どもから高齢者に至るまでその人らしく生活できるように、個別性に配慮した生活支援や就労支援を行うために必要な思考力、判断力、表現力を身につけるために専門教育科目の各科目区分の中に、講義科目・演習科目をバランスよく設け、体系的に配置する。(作業療法学科ディプロマポリシー2、3に対応)
4. 生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度、および円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働する態度を身につけるために、専門教育科目の各科目区分の中に講義科目・演習科目・実習科目をバランスよく設け、体系的に配置する。(作業療法学科ディプロマポリシー4、5に対応)

作業療法学科アドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)

作業療法学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 高等学校段階までに身につけるべき基礎的・基本的な知識・技能を身につけている人(作業療法学科カリキュラムポリシー1、2に対応)
2. 「国語」または「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くことの基本的な能力を身につけている人(作業療法学科カリキュラムポリシー1、2に対応)
3. 社会の様々な問題に対して、知識・技能や情報をもとにして、筋道を立てて考える力、判断する力、表現する力を身につけている人(作業療法学科カリキュラムポリシー3に対応)
4. ものごとに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組む態度が身につけている人(作業療法学科カリキュラムポリシー4に対応)
5. 作業療法士の社会的使命や役割に関心を持ち、他者への思いやりと熱意をもって社会貢献しようとする意欲のある人(作業療法学科カリキュラムポリシー4に対応)
6. 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他者とコミュニケーションをとりながら協力して課題をやり遂げることができる人(作業療法学科カリキュラムポリシー4に対応)

4. 教育課程の特色について

(1) 初年次教育科目

初年次教育科目は、「大学での学び」の意義を理解して主体的に学ぶ習慣を修得するとともに、学修に必要な基礎的な能力を育成する目的で、1年次前期に「フレッシュャーズセミナー」の1科目2単位を必修科目として配置している。

(2) 一般教養科目

一般教養科目は、幅広い教養を身につけるために、日本語・英語の基本能力の修得、基礎的教養の修得、ならびに国際理解や多職種理解・連携を図るための科目で構成している。

また、将来のキャリアを見据えて、以下の3つの教育プログラムを設定し、学生の目標に合わせて履修できるようにしている。

【ヘルスケア・連携プログラム】

多職種理解を目的に、医療現場で必要となる知識・能力等の育成を目指す教育プログラムであり、医薬品、社会学、法律、栄養学等の幅広い知識を学び、多職種連携やチーム医療への理解を深める。

【コミュニティ・ヘルスケアプログラム】

地域で活躍する専門職を目指す教育プログラムであり、研究法、倫理、災害復興、ボランティア、ジェンダー等の多様な視点から地域社会の課題を理解し、課題解決に貢献するための知識を身につける。

【グローバル・ヘルスケアプログラム】

グローバルな視点を持ち、多様性や異文化を尊重する姿勢を養う教育プログラムであり、国際的な医療協力や異文化理解を深めることで、地域社会の活性化にも応用できる知識、技能を育む。

3つの教育プログラムを展開するにあたり、一般教養科目は領域別に、「語学科目群」、「教養科目群」、「グローバル展開科目群」、「連携科目群」の4つの科目群を設け、幅広く授業科目を配置している。配当学年は、医療英語を除き、1年次からとする。各科目区分、及び配置している授業科目の特色は以下の通りである。

① 語学科目群

大学での学修ならびに社会生活において必須となる基本的な技能（読み・書き）を育成する目的で、1年次前期に「日本語A」、後期に「日本語B」の2科目2単位を必修科目として配置している。

基礎的語学力を育成する目的で、1年次前期・後期に「英語A」、「英語B」の2科目2単位を必修科目として配置し、2年次後期に「医療英語」を選択科目として配置している。

② 教養科目群

現代社会や医療現場において必須となる基本的なIT知識等を育成する目的で、1年次前期に「スマートテクノロジー基礎」、後期に「メディカルテクノロジー基礎」の2科目4単位を必修科目として配置している。

健康に関する理解を深め、自らの健康を維持・増進すること、及び基礎的教養を幅広く修得する目的で、14科目26単位を1年次前期・後期に選択科目として配置している。

③ グローバル展開科目群

多文化的視点を通じて、グローバルな保健活動に貢献する力を育成する目的で、1年次前期に「国際保健論」の1科目2単位を選択科目として配置している。

また、海外の医療の実際や先進医療、地域医療等の基礎を習得する目的で、3科目4単位を1年次前期・後期に自由科目を配置している。

④ 連携科目群

多職種理解や他分野の基礎的教養を幅広く修得する目的で、10科目17単位を1年次前期・後期に選択科目として配置している。

(3) 専門教育科目（専門基礎科目）

作業療法学科の専門教育科目（専門基礎科目）は、作業療法学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を達成するために、「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの機会」の区分を設け、健康・医療を科学し実践できる人材を育成するための科目を配置している。

① 人体の構造と機能及び心身の発達

人間の正常な構造と機能について「人体の構造Ⅰ」、「人体の機能Ⅰ」、「運動学」等で学び、「人体の構造演習」、「人体の機能演習」、「運動学演習」等においてその実際を学ぶことで、体系的な理解が可能となるよう必修科目を配置している。

② 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進

医療的側面から対象者を支える専門家に求められる疾病の原因や診断基準、標準的な治療に関する理解を深めるため「神経内科学」、「整形外科学」、「救急処置法」等の必修科目を配置している。また、選択科目として「小児科学」、「公衆衛生学」を配置している。

③ 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

社会生活を営むための公的制度に関する知識や疾病の予防と健康の増進に関する知識、及びリハビリテーションに関する理解を深めるため「社会福祉学概論」、「リハビリテーション概論」等の必修科目を配置している。

なお、患者の安全を守ることは医療の重要な要素であるという考えに基づき、「薬理学」、「救急処置法」等において、患者の安全を守るために求められる知識を学修するよう配慮している。

(4) 専門教育科目（専門科目）

作業療法学科の専門教育科目（専門科目）では、次の通り『基礎作業療法学』、『作業療法管理学』『作業療法評価学』、『作業療法治療学』、『地域作業療法学』、『臨床実習』の区分を設け、科目を配置している。これらすべての内容が健康と医療を科学する視点に集約されることを学び、身体機能と日常生活活動の回復を通じて、生活の質（QOL）を高めるアプローチとなることを学修する。

① 基礎作業療法学

作業療法の基本原理や作業療法を支える実践モデル、及び研究に関わる科目を配置し、科学的根拠に基づく実践の素地が修得できるよう「作業療法基礎理論」、「科学的根拠に基づく実践」、「卒業研究Ⅰ」等を配置している。

② 作業療法管理学

作業療法の歴史的変遷、職業倫理としての医療倫理や作業療法士に求められる倫理観等について学修できるよう「作業療法学概論」、「臨床教育と管理」を必修科目として配置している。また、生涯学習制度の変化への対応や、作業療法士養成教育への理解を深めるため、選択科目として「作業療法教育学」、「作業療法教育学と生涯学習」を配置している。

③ 作業療法評価学

人間の身体機能、精神機能、発達機能を検査・測定する意義とその具体的方法について学修できるよう「作業評価学演習」や「検査測定法演習」等を配置している。

④ 作業療法治療学

作業療法士が用いるアプローチの理論と実際について学修できるよう「日常生活活動学」や「臨床推論演習」等の科目を配置している。

さらに、4年次に「作業療法セミナーⅠ」、「作業療法セミナーⅡ」を配置し、1年次から4年次までの学修が統合できるよう配慮している。

なお、「作業療法セミナーⅡ」では、専門基礎科目と専門科目の統合を行う。

⑤ 地域作業療法学

障害のある幼児、児童、生徒の地域や学校における支援、高齢者等の活動と参加を促進するために求められる知識を習得できるよう、必修科目として「地域作業療法学」等を配置している。

また、生活環境に対する支援方法について修得できるよう選択科目として「住環境整備・福祉用具学演習」を配置している。

さらに、3年次からはより専門的な内容で障害者の就労支援と作業療法を学修するため、「必修科目として「就労支援と作業療法演習」、4年次には「地域保健マネジメント論」を配置し、地域・医療に関わる課題を把握し、地域貢献できる能力と態度が養えるよう配慮している。

⑥ 臨床実習

早期にチーム医療の臨床現場を見学し、作業療法士としての基本的な態度に加え多職種と協働するために求められる倫理観やチーム医療の構成員としての態度を身につけるため「見学実習」を配置している。

さらに、地域包括ケアシステムに携わる作業療法士の実際に触れながら、地域課題解決に向けた取り組みについて理解を深めることを目的として「地域包括ケアシステム実習」を2年次に配置している。3年次、4年次では、実習指導者の指導のもとで一連の過程を学び、科学的根拠に基づく作業療法の素地が修得できるよう「評価学実習」、「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」を配置している。

なお、3年次の「臨床能力演習」の中で、学生同士が小グループ（模擬患者役、作業療法士役、内容確認役）に分かれ臨床上必要な知識・技術・態度について学び、さらに、対象者の個別性に配慮しつつ全体像を把握し、全講義終了後にOSCEを実施する。

(5) ヒューマニズムと倫理観の獲得に向けて

作業療法学科では、1年次に倫理観を養う素地の構築に向けて『一般教養科目（教養科目群）』の「倫理」を選択科目として配置している。

また、『専門教育科目（専門基礎科目）』における「リハビリテーション概論」の中でリハビリテーション専門職にふさわしいヒューマニズムと倫理観を学べるよう配慮している。さらに、『専門教育科目（専門科目）』における「作業療法学概論」の中で、作業療法士に求められるヒューマニズムと倫理観を学べるよう配慮している。

そして、2年次には『専門教育科目（専門科目）』における「臨床教育と管理」の中で職業倫理としての医療倫理や作業療法倫理について学べるよう配慮している。それらの基本を修得した後、実践を通じて理解を深めるため、『臨床実習科目』を配置し、基礎的理論と実践との統合を図り、最終的に更なる理解を深めることができるよう配慮している。

(6) 多職種連携に関わる科目配置

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムについて、段階的に理解を深め、多職種との連携ができるよう、カリキュラムを組んでいる。

1年次では、「リハビリテーション概論」、「作業療法学概論」等において、リハビリテーションチームの構成と関連職種との関係性や多職種の役割等を学修した後、実際の医療・福祉の現場において、多職種間の連携、社会人としてのルールやコミュニケーションについて体験することで、多職種間連携、地域における施設の役割について理解を深める。

2年次では、「地域作業療法学」、「地域包括ケアシステム実習」において、地域で求められる、作業療法士の役割と機能、活動などについて学修した後、実際の現場を目にし、体験することで人と人との関係性を築くための人間力と、様々な課題に気づく力を養うこと、実践的な対人コミュニケーション技術を修得する。

3年次では、「チーム医療演習」において、コミュニケーション能力の育成、チーム医療を推進するために求められる組織の理解等について学び、1年次～2年次までのチーム医療に関する学修を補完する。

5. 卒業要件と授業科目

P.72～P.74に、初年次教育科目、一般教養科目および専門教育科目の一覧、カリキュラム・ツリー（科目一覧の科目を分野ごとに分けて示し、カリキュラムにおける科目の位置や相互関係が一目瞭然となるようにした体系図）を掲載しています。以下の注意事項をよく読んで、自分がどの科目を履修するのか計画を立て、より幅広い知識を身につけてください。

注意事項

1. 各科目は、学年順に履修してください。自分の学年より上位に割り当てられている科目は履修できません。
2. 必修科目の単位は、必ず修得する必要があります。
3. 卒業に必要な初年次教育科目、一般教養科目および専門教育科目の単位を満たすために、選択科目の単位を修得する必要があります。

【卒業に必要な単位】

初年次教育科目 2 単位、一般教養科目12単位以上、専門教育科目専門基礎科目38単位、専門教育科目専門科目69単位、専門教育科目の専門基礎科目及び専門科目から選択科目 3 単位以上、合計124単位以上を修得することを卒業要件と定める。

		必修	選択	
初年次教育科目		—	—	
一般教養科目	語学科目群	4	4	
	教養科目群	4		
	グローバル展開科目群	0		
	連携科目群	0		
専門教育科目	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	17	3
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16	
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5	
	専門科目	基礎作業療法学	9	
		作業療法管理学	3	
		作業療法評価学	7	
		作業療法治療学	20	
		地域作業療法学	5	
		臨床実習	25	
	合計		117	
卒業要件単位数		124		

6. 進級判定について

作業療法学科ではすべての学年への進級のための進級判定があり、次の基準によります。

(1) 3年生までの各学年への進級判定

1. 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。
2. 実習科目に不合格となった科目がないこと。

(2) 3年生から4年生への進級判定

1. 当該学年で修得すべき専門教育科目の必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。
2. 臨床実習科目に合格していること。ただし、不可抗力な事象（天変地異、事故、急病等）により臨床実習をできなかった場合を除く。

※進級判定不合格者は留年となり、上位学年に配当された科目の履修はできません。

※4年生への進級合格者は、就職活動等で必要な**卒業見込証明書**の交付が受けられます。

7. 卒業判定について

卒業の判定基準は、次のとおりです。

1. 4年以上在学していること。
2. 卒業に必要な科目をすべて修得していること。
3. 卒業に必要な単位数以上を修得していること（単位数の内訳は、「P.70 卒業要件と授業科目」を参照してください）。
4. 卒業までに必要な学費を全額納入していること。

※卒業判定基準を満たした者は卒業と認定され、学士の学位が授与されます。

10. 作業療法学科のキャリアラム・マップ

総合医療学部 作業療法学科 カリキュラム・マップ

養成する人材像

地域で生活するあらゆる世代の人々が、その人らしく健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏付けされた専門知識・技術を備えた専門職者 (Evidence-Based Practitioner) を育成する。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声を傾け、きめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。

ディプロマポリシー

1. 幅広い教養と作業療法における専門的な知識・技能を身につけている。(総合医療学部DP1に対応)

2. 広い視野をもち、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。(総合医療学部DP2に対応)

3. 地域に住む孤立しがちな人びとや、心身および生活上の障害を抱えた人びとの個別な健康・医療課題を的確に把握し、子どもから高齢者に至るまでその人らしく生活できるように、その生活支援や就労支援を行うために必要な思考力、判断力、表現力、表現力を身につけている。(総合医療学部DP2に対応)

4. 健康・医療に関わる作業療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度、積極的に地域貢献できる態度を身につけている。(総合医療学部DP3に対応)

5. 円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働することができる。(総合医療学部DP4に対応)

後期	4年	卒業研究II	卒業研究II 卒業研究II 臨床実習II	卒業研究II	卒業研究II 評価学実習 臨床能力演習 臨床実習I	卒業研究I 評価学実習 臨床能力演習 臨床実習I	卒業研究I 臨床能力演習 作業療法教育学と生涯学習	地域包括ケアシステム実習 作業療法教育学	科学的根拠に基づく実践	見学実習	フレッシュヤーズセミナー
前期	3年	卒業研究I	卒業研究I 評価学実習 臨床能力演習 臨床実習I	卒業研究I 臨床能力演習 作業療法教育学と生涯学習	卒業研究I 臨床能力演習 作業療法教育学と生涯学習	卒業研究I 臨床能力演習 作業療法教育学と生涯学習	卒業研究I 臨床能力演習 作業療法教育学と生涯学習	卒業研究I 臨床能力演習 作業療法教育学と生涯学習	卒業研究I 臨床能力演習 作業療法教育学と生涯学習	卒業研究I 臨床能力演習 作業療法教育学と生涯学習	卒業研究I 臨床能力演習 作業療法教育学と生涯学習
後期	2年	卒業研究II	卒業研究II 卒業研究II 臨床実習II	卒業研究II 卒業研究II 臨床実習II	卒業研究II 卒業研究II 臨床実習II	卒業研究II 卒業研究II 臨床実習II	卒業研究II 卒業研究II 臨床実習II	卒業研究II 卒業研究II 臨床実習II	卒業研究II 卒業研究II 臨床実習II	卒業研究II 卒業研究II 臨床実習II	卒業研究II 卒業研究II 臨床実習II
前期	1年	卒業研究I	卒業研究I 卒業研究I 臨床実習I	卒業研究I 卒業研究I 臨床実習I	卒業研究I 卒業研究I 臨床実習I	卒業研究I 卒業研究I 臨床実習I	卒業研究I 卒業研究I 臨床実習I	卒業研究I 卒業研究I 臨床実習I	卒業研究I 卒業研究I 臨床実習I	卒業研究I 卒業研究I 臨床実習I	卒業研究I 卒業研究I 臨床実習I

一般教養科目 (語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群)

知識	技能	思考力	判断力	表現力	態度 (主体性・多様性・協働性)
----	----	-----	-----	-----	------------------

カリキュラムポリシー

1. 幅広い教養を身につけるために、初年次教育科目、一般教養科目を設け、講義科目・演習科目等を配置する。(作業療法学科DP1に対応)

2. 作業療法における基本的な知識・技能を身につけるために、専門教育科目に専門基礎科目を設けるためにも、専門的な知識・技能を身につけるために専門科目を設け、講義科目・演習科目を体系的に配置する。(作業療法学科DP1に対応)

3. 広い視野とリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観、子どもから高齢者に至るまでその人らしく生活できるように、個別性に配慮した生活支援や就労支援を行うために必要な思考力、判断力、表現力を身につけるために専門教育科目の各科目区分の中に、講義科目・演習科目をバランスよく設け、体系的に配置する。(作業療法学科DP2、3に対応)

4. 生涯にわたって主体的かつ能動的に学修する態度、および円滑なコミュニケーションをとりながら、多様な人々と協働する態度を身につけるために、専門教育科目の各科目区分の中に講義科目・演習科目・実習科目をバランスよく設け、体系的に配置する。(作業療法学科DP4、5に対応)

アドミッションポリシー

1. 高等学校段階までに身につけるべき基礎的・基本的な知識・技能を身につけている人 (作業療法学科CP1、2に対応)

2. 「国語」または「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くことの基本的な能力を身につけている人 (作業療法学科CP1、2に対応)

3. 社会の様々な問題に対して、知識・技能や情報をもとにして、筋道を立てて考える力、判断する力、表現する力を身につけている人 (作業療法学科CP3に対応)

4. ものごとに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組む態度が身についている人 (作業療法学科CP4に対応)

5. 作業療法士の社会的使命や役割に関心を持ち、他者への思いやりと熱意をもって社会貢献しようとする意欲のある人 (作業療法学科CP4に対応)

6. 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他者とコミュニケーションをとりながら協力して課題をやり遂げることができる人 (作業療法学科CP4に対応)

医療創生大学学則

昭和62年4月1日
制 定

目 次

- 第1章 目的(第1条)
- 第2章 学部、学科及び附属教育研究機関(第2条—第4条)
- 第3章 修業年限及び収容定員(第5条・第6条)
- 第4章 教職員組織(第7条)
- 第5章 大学評議会(第8条・第9条)
- 第6章 教授会等(第10条—第13条の2)
- 第7章 学年、学期及び休業日(第14条—第16条)
- 第8章 授業科目、単位及び単位の授与(第17条—第29条)
- 第9章 履修方法(第30条—第32条)
- 第10章 卒業の要件及び学位の授与(第33条)
- 第11章 入学、編入学、転科、休学、退学及び除籍(第34条—第49条)
- 第12章 学費(第50条—第52条)
- 第13章 賞罰(第53条—第55条)
- 第14章 委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生(第56条—第58条の2)
- 第15章 研究生、国家試験対策生及び聴講生(第59条—第61条)
- 第16章 公開講座(第62条・第63条)
- 第17章 自己点検・評価等(第64条—66条)
- 附 則

第1章 目 的

- 第1条 医療創生大学(以下「本学」という。)は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。
- 2 本学は、前項に掲げる目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第2章 学部、学科及び附属教育研究機関

- 第2条 本学に次の学部を置く。
- (1) 総合医療学部
 - (2) 国際看護学部
- 2 本学に大学院を置く。
- 第3条 本学の学部学科は次のとおりとする。
- (1) 総合医療学部
 - 理学療法学科
 - 看護学科
 - 心理学科
 - 作業療法学科
 - (2) 国際看護学部
 - 看護学科
- 第3条の2 学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第1に定める。
- 第4条 本学に図書館を置く。
- 2 前項のほか、本学に次の各号の附属教育研究機関を置く。
- (1) 心理相談センター
 - (2) 看護キャリア教育研究センター
 - (3) 図書館等附属教育研究機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。

第3章 修業年限及び収容定員

- 第5条 総合医療学部の修業年限は4年とする。なお、在籍期間は5年を超えることができない。
- 2 国際看護学部の修業年限は4年とする。なお、在籍期間は5年を超えることができない。
- 3 特別な事情がある場合は、学長の許可を得て、在籍期間を延長することができる。
- 第6条 収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
総合医療学部	理学療法学科	55人	220人
	看護学科	55人	220人
	心理学科	40人	160人
	作業療法学科	20人	80人
国際看護学部	看護学科	80人	320人
計		250人	1,000人

第4章 教職員組織

- 第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。
- 2 前項のほか、副学長、学部長、技術職員、及び客員教員、その他必要な教職員を置くことができる。
- 3 前第1項、第2項のほか、本学に学科学長、図書館長、附属教育研究機関長、及び事務局長を置くことができる。
- 4 前項のほか、学部長補佐、副附属教育研究機関長等を置くことができる。

第5章 大学評議会

- 第8条 本学に大学評議会を置く。
- 2 大学評議会は学長の諮問に応じて、第9条に掲げる事項を審議する。
- 3 大学評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって組織する。
- (1) 学長
 - (2) 学長代行
 - (3) 副学長
 - (4) 学部長
 - (5) 大学院研究科長
 - (6) 教務部長
 - (7) 学生・国際部長
 - (8) 研究・大学院部長
 - (9) 学部所属教授各2名
- 4 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。
- 5 大学評議会の運営については別に定める。
- 第9条 大学評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 教育、研究に関する全学的重要事項
 - (2) 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項
 - (3) 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
 - (4) 全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項
 - (5) その他必要と認められる事項

第6章 教授会等

- 第10条 本学各学部は、学部教授会を置く。
- 2 学部教授会は、学部長、学科学長、学部長の指名した者をもって組織する。
- 3 学部長は、学部教授会を招集し、その議長となる。
- 4 学部教授会は、必要があると認めるとき各種の委員会を置くことができる。
- 5 学部教授会の運営について必要な事項は、別に定める。
- 第10条の2 本学各学科は、学科教授会を置く。
- 2 学科教授会は、当該学科に所属し、教育課程の編成その他の学科の運営に責任を担う者であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当する、または一年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する教授、准教授、講師、助教をもって組織する。
- 3 学科学長は、学科教授会を招集し、その議長となる。
- 4 学科教授会は、必要があると認めるとき各種の委員会を置くことができる。
- 5 学科教授会の運営について必要な事項は、別に定める。
- 第11条 学部教授会、及び学科教授会は、当該学部、及び学科に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項
- 2 学部教授会、及び学科教授会は、前項に定めるもののほか、当該学部、及び学科の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。
- 3 第1項第3号及び前項に定める事項については、学部教授会運営細則、及び学科教授会運営細則に定める。
- 第12条 学科教授会が必要と認めるとき、学科教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。
- 2 前項の場合、代表委員会の議決をもって、学科教授会の議決とすることができる。
- 3 代表委員会の審議事項は、学科教授会が定める。
- 4 代表委員会の組織、運営については別に定める。
- 第13条 本学に、大学全体の運営に関する事項を連絡調整するため学部長会を置く。
- 2 学部長会は、学長、学長代行、副学長、学部長、大学院研究科長、教務部長、学生・国際部長、研究・大学院部長及び事務局長をもって組織する。
- 3 前項のほか、学長が必要と認めるとき、他の教職員を加えることができる。
- 4 学部長会の運営について必要な事項は別に定める。
- 第13条の2 学長が必要と認めるとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

第7章 学年、学期及び休業日

- 第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第15条 学年を分けて次の二学期とする。
- 前学期 4月1日から 9月21日まで
後学期 9月22日から 翌年3月31日まで
- 2 学長は必要により、学期の開始及び終了について、変更することができる。
- 第16条 休業日は次の各号のとおりとする。
- (1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3) 春期休業日 3月23日から3月31日まで
(4) 夏期休業日 8月1日から9月21日まで
(5) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 学長は必要により休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、又は休業日に授業をさせることができる。

第8章 授業科目、単位及び単位の授与

- 第17条 総合医療学部の授業科目は初年次教育科目、一般教養科目（語学科目群、教養科目群、グローバル展開科目群、連携科目群）、専門教育科目に区分される。
- 2 国際看護学部の授業科目は全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）、専門教育科目に区分される。
- 3 前第1項、及び第2項の授業科目及び単位数は別表第2、第3、第4、第5、第6のとおりとする。
- 第18条 前条の授業科目の履修形態は必修科目、選択科目、自由選択科目及び自由科目とする。
- 第19条 授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 2 卒業研究の単位は、総合医療学部理学療法学科は4単位、看護学科は2単位、心理学科は8単位、作業療法学科は4単位とする。
- 第20条 卒業研究については、あらかじめ指導教員の指導により題目を決定し、最終学年次の学科指定日までに提出しなければならない。
- 第21条 履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出しなければならない。ただし、自由科目、他学科専門教育科目の履修については届出に際し、許可を得なければならない。
- 第21条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。
- 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。
- 第22条 単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。
- 第23条 試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。
- 2 試験について必要な事項は別に定める。
- 第24条 いずれの授業科目でも授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は考慮されることがある。
- 第25条 病気その他やむを得ない事情で試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。
- 2 前項により追試験を願い出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。
- 3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は別表第9に定めるとおりとする。
- 第25条の2 教育上、特に必要と認められた場合には、再試験を受けることができる。
- 2 再試験について、必要な事項は別表第10に定める。
- 第26条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。
- 2 合格判定科目については、P又はHで表し、Pを合格、Hを不合格とする。
- 3 第1項の成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、Cは69点から60点とし、Fは次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 59点以下の場合
(2) 第24条に定める授業時数の3分の1以上欠席した者
- 4 第2項に定める成績の評価は、学習態度、学習意欲及び提出課題の報告書の提出等の成績を総合的に判断して行う。
- 5 前各項の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表す。
- 6 成績の評価について必要な事項は、別に定める。
- 第26条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観

性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

- 3 前項で定める基準については、別に公表する。
- 第27条 進級するためには、別表第8に定める進級基準を満たさなければならない。
- 第28条 学長が教育上有益と認めるときは、他の学部が開設する授業科目を履修することができる。
- 2 前項により修得した単位は、教授会の定めにより、当該単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
- 第29条 学長が教育上有益と認めるときは、国内及び諸外国の他大学等の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により学修した授業科目について修得した単位は、学科教授会の議を経て認定することができる。ただし、60単位を超えて認定することはできない。
- 3 国内及び諸外国の他大学等における授業科目の履修について必要な事項は別に定める。

第9章 履修方法

- 第30条 総合医療学部の初年次教育科目、一般教養科目（語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。
- 2 初年次教育科目については、別表第2に開設する授業科目のうち、学科ごとに定められた科目を修得しなければならない。
- (1) 理学療法学科にあっては2単位
(2) 看護学科にあっては2単位
(3) 心理学科にあっては4単位
(4) 作業療法学科にあっては2単位
- 3 一般教養科目のうち語学科目群については、別表第3(1)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 理学療法学科、心理学科、作業療法学科にあっては4単位
(2) 看護学科にあっては6単位
- 4 一般教養科目のうち教養科目群については別表第3(2)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 理学療法学科、看護学科、作業療法学科にあっては4単位
(2) 心理学科にあっては8単位
- 5 一般教養科目については、別表第3に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 理学療法学科にあっては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から4単位以上
(2) 看護学科にあっては、教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から6単位以上
(3) 心理学科にあっては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から10単位以上
(4) 作業療法学科にあっては、語学科目群・教養科目群・グローバル展開科目群・連携科目群の選択科目から4単位以上
- 第30条の2 国際看護学部の全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。
- 2 初年次教育科目については、別表第4(1)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 2単位
- 3 リテラシー教育科目については、別表第4(2)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 2単位
- 4 外国語教育科目については別表第4(3)に開設する科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 6単位及び中国語、韓国語のいずれかの言語科目から2単位
- 5 一般教養科目については、別表第4(4)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 人文科学・社会科学の選択科目からそれぞれ2単位以上、自然科学の必修科目から1単位、選択科目から2単位以上計7単位以上
(2) 健康・スポーツ教育科目については、別表第4(5)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。
- (1) 4単位
- 第31条 専門教育科目については、第2項、第3項、第4項、第5項、及び第6項に示す単位数を修得しなければならない。
- 2 総合医療学部理学療法学科にあっては、別表第5総合医療学部理学療法学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて110単位以上を修得しなければならない。
- 3 総合医療学部看護学科にあっては、別表第5総合医療学部看護学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて106単位以上を修得しなければならない。
- 4 総合医療学部心理学科にあっては、別表第5総合医療学部心理学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて98単位以上を修得しなければならない。
- 5 総合医療学部作業療法学科にあっては、別表第5総合医療学部作業療法学科に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて110単位以上を修得しなければならない。
- 6 国際看護学部看護学科にあっては、別表第6国際看護学部看護学科

に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて101単位以上を修得しなければならない。

第32条 1年間に履修できる授業科目の単位数は、45単位を超えることができない。

2 学長が特に必要と認めるとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

第10章 卒業の要件及び学位の授与

第33条 本学を卒業するには、4年以上在学し、第30条から第32条の規定に従い、124単位以上を修得しなければならない。

2 前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。

総合医療学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	看護学科	学士(看護学)
	心理学科	学士(心理学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)
国際看護学部	看護学科	学士(看護学)

第11章 入学、編入学、転科、休学、退学及び除籍

第34条 本学の入学の時期は、学期の始めとする。

第35条 本学に入学することのできる者は次の各号の1に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (9) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第36条 入学は選考の上これを許可する。

2 本学へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学検定料を納めなければならない。

3 入学検定料は、別に定める。

4 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

第37条 入学の許可を得た者は、保証人を定めた上、所定の書類及び学費を納めなければならない。

第38条 保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とする。

第39条 他大学等から本学に編入学を希望する者があるときは、学科に欠員ある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。ただし、その時期は学期の始めを原則とする。

2 編入学を許可された者の本学入学の諸手続は第37条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

3 修得単位の認定に関する細則は、別に定める。

4 編入学の選考について必要な事項は、別に定める。

第40条 本学に編入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 学士の学位もしくは学士号を有する者
- (2) 短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法第58条の2に該当する者
- (4) 学校教育法第132条に該当する者
- (5) 大学、短期大学に1年以上在学した者

第41条 編入学した者の本学において在学すべき年数は、前条第1項各号に掲げる大学等における修業年数に相当する年数以下の期間を控除した期間とすることができる。

2 その他、編入学について必要な事項は、別に定める。

第42条 本学が教育上有益と認めるとき、入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

2 前項により認定された単位数と第29条第2項により認定された単位数の合計は、60単位を超えてはならない。ただし、編入学については、60単位を超えて修得した単位を認定することができる。

3 単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第43条 本学在学中で、他学科への転科を志願する者がある時は、関係教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2 転科に関し、必要な事項は別に定める。

第44条 病気その他やむを得ない事由で3ヶ月以上修学できない者は休学することができる。その場合、医師の診断書、又は理由書を添えて休学願を保証人連署の上、提出し許可を得なければならない。

2 休学期間は通算して1年までとする。なお、特別な事情がある場合は、学長の許可を得て、休学期間を延長することができる。

3 休学期間は在籍期間に算入する。

4 休学した者は、休学の事由が消滅したとき、又は休学の期間が満了したときは、復学願を保証人連署の上、提出し許可を得て学期のはじめに復学することができる。

第45条 前条第1項により休学を許可された者(以下「休学者」という。)は、別表第7に定める在籍料を納めなければならない。

第46条 病気その他の事由により退学する場合は、その理由を添えて保証人と連署の上、願い出て許可を得なければならない。

第47条 病気のため1週間以上に及び授業を欠席する場合は、医師の診断書を添えて所定の用紙により届け出なければならない。

第48条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 学費を滞納し催告しても納入しない者
- (3) 死亡の届け出があった者

2 前項2号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を納めて当該年度末までに復籍願を提出し、許可を得なければならない。

第49条 本学を退学した者又は除籍となった者で、退学又は除籍後2年以内に同一学部に入学を希望する者は、選考の上、再入学することができる。ただし、第48条第1項第1号により除籍となった者及び第55条により退学した者は、再入学することができない。

2 再入学について必要な事項は、別に定める。

第12章 学 費

第50条 学費は、入学金、授業料、施設設備費とし、別表第7のとおりとする。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。なお、学長の許可を得て分けて納めることもできる。

3 授業料、施設設備費、及び諸会費は所定の期日までに納めなければならない。なお、分けて納めることができる。

4 聴講生は、別表第7による登録料及び聴講料を納めなければならない。

5 研究生は別表第7による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

6 科目等履修生は別表第7による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

7 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

第51条 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

第52条 成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、学費を貸与することができる。

第13章 賞 罰

第53条 品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行のある者は表彰することができる。

第54条 本学学生にして本分に反した行為があった場合はその軽重に従い譴責、停学又は退学処分に付される。

2 本分に反する行為及びその取扱いについては、別に定める。

第55条 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。

- (1) 品行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業成績劣等で、成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第14章 委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生

第56条 大学における授業科目の1又は複数の履修しようとする者は選考の上、委託生、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 委託生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第57条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

第58条 外国人学生に関する必要な事項は別に定める。

第58条の2 留学生の別科に関する必要な事項は別に定める。

第15章 研究生、国家試験対策生及び聴講生

第59条 本学において学位取得を目的とせず、特定主題について研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。
- 第59条の2 本学を卒業した者のうち、国家試験を受験することを目的として学修する意欲がある者があるときは、国家試験対策生として入学を許可することができる。
- 2 国家試験対策生に関する必要な事項は、別に定める。
- 第60条 本学において聴講を志願する者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない場合に限り、聴講生として入学を許可することができる。
- 2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。
- 第61条 聴講生は聴講した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。

第16章 公開講座

- 第62条 本学に公開講座を開設することができる。
- 第63条 公開講座に関する規定は、別に定める。

第17章 自己点検・評価等

- 第64条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の自己点検・評価の結果について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 自己点検・評価の実施について必要な事項は、別に定める。
- 第65条 本学は、本学教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上・能力開発に関する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 2 前項の研修及び研究の実施について必要な事項は、別に定める。
- 第66条 本学は、教育研究活動等の状況並びに教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等（以下「教育情報」という。）を公表する。
- 2 教育情報の公表について必要な事項は、別に定める。

- 附 則 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成2年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 2 第5条の規定にかかわらず、入学定員は、平成3年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
理 工 学 部	基 礎 理 学 科	60人
	物 性 学 科	60人
	電 子 工 学 科	120人
	機 械 工 学 科	120人
人 文 学 部	日 本 文 学 科	90人
	英 米 文 学 科	90人
	社 会 学 科	90人
合 計		630人

- 3 第25条第1項の人文学部社会科学の高等学校教諭1種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科に関して、及び別表第6（教職課程授業科目及び単位数）については、平成2年度人文学部社会科学入学生に対しても適用するものとする。
- 附 則 本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成3年度卒業生に対しても適用する。
- 附 則 本学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学生については、第8章（授業科目及び単位）、第9章（履修方法）及び別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については別表第11（学費）に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、入学定員は平成12年度より平成16年度までの間は次のとおりとする。

年度		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
理 工 学 部	基礎理学科	60人	60人	60人	60人	60人
	物性学科	50人	40人	40人	40人	40人
	電子工学科	119人	118人	112人	106人	100人
	機械工学科	119人	118人	112人	106人	100人
人 文 学 部	日本文学科	87人	82人	79人	76人	73人
	英米文学科	84人	80人	78人	75人	72人
	社会科学	90人	90人	86人	83人	80人
合 計	609人	588人	567人	546人	525人	

- 附 則 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条は、平成13年度入学生より適用する。
- 2 [基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会科学の存続に関する経過措置]
基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会科学は、学則第3条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第6条及び平成12年附則第2項の規定にかかわらず、入学定員は平成13年度より平成15年度までの間は次のとおりとする。

年度		平成13年度	平成14年度	平成15年度
理 工 学 部	環境理学科	105人	98人	94人
	電子情報学科	98人	92人	86人
	機械工学科	97人	91人	85人
人 文 学 部	言語文化学科	126人	125人	123人
	現代社会学科	87人	86人	83人
	心理学科	75人	75人	75人
合 計	588人	567人	546人	

- 附 則 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第43条の復学の時期については平成15年度以前の入学生についても適用する。また、別表第11学費の入学検定料は平成15年4月1日から適用する。
- 附 則 本学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 [環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過措置]
環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附 則 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、科学技術学部生命環境学科の選択科目「自然体験プログラム」追加は、平成17年度以降入学生にも適用する。
- 附 則 本学則は、平成20年6月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 [生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過措置]
生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第3条の規程にかかわらず平成22年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附 則 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第32条に限り従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項第3号、第24条第1項第3号及び別表5については、平成25年度入学生から適用する。
- 附 則 本学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 [科学技術学部科学技術学科の存続に関する経過措置]
科学技術学部科学技術学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 [人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科の存続に関する経過措置]
人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 第6条の規定にかかわらず、平成23年度から平成26年度までの入学生については、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
科学技術学部	科学技術学科	130人	520人
人文学部	表現文化学科	90人	360人
	現代社会学科	95人	380人
	心理学科	90人	360人
薬学部	薬学科	90人	540人
計		495人	2,160人

- 附 則 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学生については従前の例による。
- 附 則 本学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 [教養学部 地域教養学科の存続に関する経過措置]
教養学部地域教養学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成31年3月31日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする、
- 3 第6条の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までの入学生については、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
教養学部	地域教養学科	120人	480人
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
計		290人	1,340人

- 4 大学の名称変更については、平成31年4月1日以降に在籍するすべての学生に適用する。
- 5 別表第7進級基準については、平成30年度以前の入学生にも適用し、平成31年4月1日から施行する。
- 6 留学生別科については、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 第6条の規定にかかわらず、平成31年度の入学生については、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
計		270人	1,260人

- 附 則 本学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 第6条の規定にかかわらず、令和2年度の入学生については、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
計		330人	1,500人

- 附 則 本学則は、令和3年12月1日から施行する。
- 附 則 本学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の薬学部、看護学部、及び国際看護学部の入学生の教育課程については、従前の例による。
- 2 第6条の規定にかかわらず、令和3年度の入学生については、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
国際看護学部	看護学科	80人	320人
計		410人	1,820人

- 3 心理学部の学費の変更については、令和4年4月1日以降に在籍する心理学部の学生に適用する。
- 附 則 本学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の健康医療科学部の入学生の教育課程については、従前の例による。
- 附 則 本学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の薬学部、看護学部、心理学部の入学生の教育課程については、従前の例による。
- 附 則 本学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 第6条の規定にかかわらず、令和6年度の入学生については、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	60人	360人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
国際看護学部	看護学科	80人	320人
計		380人	1,640人

- 附 則 本学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 第6条の規定にかかわらず、令和7年度の入学生については、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	40人	240人
看護学部	看護学科	55人	220人
健康医療科学部	作業療法学科	20人	80人
	理学療法学科	55人	220人
心理学部	臨床心理学科	40人	160人
国際看護学部	看護学科	80人	320人
計		290人	1,240人

学位規程

〔平成4年4月1日〕
制 定

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)の規定に基づき、本学において授与する学位にかかわる、学位論文の審査、最終試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次の通りとする。

(1) 学士の学位

学 部	学 科	学 位
薬 学 部	薬 学 科	学士(薬学)
看 護 学 部	看 護 学 科	学士(看護学)
健康医療科学部	作 業 療 法 学 科	学士(作業療法学)
	理 学 療 法 学 科	学士(理学療法学)
心 理 学 部	臨 床 心 理 学 科	学士(心理学)
国 際 看 護 学 部	看 護 学 科	学士(看護学)
総 合 医 療 学 部	理 学 療 法 学 科	学士(理学療法学)
	看 護 学 科	学士(看護学)
	心 理 学 科	学士(心理学)
	作 業 療 法 学 科	学士(作業療法学)

(2) 修士の学位

研究科	専 攻	学 位
生命理工学研究科	生 命 理 工 学 専 攻	修士(生命理工学)
人文学研究科	臨 床 心 理 学 専 攻	修士(臨床心理学)

(3) 博士の学位

研究科	専 攻	学 位
生命理工学研究科	生 命 理 工 学 専 攻	博士(生命理工学)

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、医療創生大学学則に定めるところにより、卒業と認められた者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、医療創生大学大学院学則に定めるところにより、修士課程を修了したと認められた者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則に定めるところにより、博士後期課程を修了したと認められた者に授与する。

- 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士後期課程を経ない者であっても博士論文の審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(論文の提出)

第6条 修士及び博士の学位の論文は、論文題目、研究内容等を提出期限までに当該指導教授に届け出て、あらかじめ承認を受け、論文提出期限までに正副2部作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。

- 前項の論文題目、研究内容等の提出期限及び論文提出期限に遅れた場合は、その学位論文を受理しない。
- 前条第2項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、履歴書、学位論文の要旨及び論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。
- 研究科長は、第1項及び前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて研究科教授会の審査に付さなければならない。
- 学位論文のほかに、審査に必要と認められる資料等を提出させることがある。

(論文の審査)

第7条 論文の審査は、研究科教授会の定める審査委員会がこれに当たる。

- 審査委員会は、学位論文に関連する学科目を担当する本学の教員3人以上の委員をもって構成する。
- 前項の規定にかかわらず、審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 審査委員は、研究科教授会の議を経て研究科長が指名するものとする。
- 審査に当たっては、第5条第2項の規定に定める者以外においても、別途定める審査手数料を徴収することができる。
- 審査にかかわる学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(最終試験)

第8条 最終試験は、前条の審査委員会が学位論文を中心として、これに関連する専攻の授業科目及び1箇国以上の外国語について、口答又は筆記試験によって行う。

(審査及び最終試験期間)

第9条 修士の学位の論文審査及び最終試験は、学位論文提出期限後おおむね3箇月以内に修了するものとする。

- 学位論文が提出されたときは、その提出日から1年以内に学位論文

の審査、試験及び学力認定を修了するものとする。

(審査の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査の結果及び最終試験の成績を記録して、研究科教授会に報告するものとする。

(判 定)

第11条 研究科教授会は、審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び最終試験の可否を議決する。

- 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第12条 研究科教授会において、学位が授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨等を学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第13条 学長は、前条の規定による報告に基づいて、学位授与の要件を満たした者に対し、該当する学位記を授与する。

(博士論文等の公表)

第14条 研究科教授会は、博士の学位を授与した日から3箇月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

- 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文をインターネットにより、公表しなければならない。ただし、既に公表してあるときは、この限りでない。
- 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由により当該論文の全文を公表できないときは、研究科教授会の承認を得て、全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。
- 第2項の規定により公表する場合は、当該論文に「医療創生大学審査論文(博士)」と明記しなければならない。

(報 告)

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3箇月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の名称)

第16条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、当該学位に大学名を付記するものとする。

(学位の取消し)

第17条 本学において学位の授与を受けた者が次の各号の1に該当する場合は、研究科教授会の議を経て、学長は、その学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表するものとする。

- 不正の方法により学位の授与を受けたことが判明した場合
- 名誉を汚す行為を行ったものと認められた場合

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付を受けようとする者は、理由を明記して、学長に申請しなければならない。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑 則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会若しくは研究科教授会の意見を聴いて、学長が定める。

(改 廃)

第21条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、平成4年4月1日から施行する。ただし、学士の学位については、平成3年度卒業生にも適用する。

附 則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、従前の学部学科は従前のとおりとする。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

学生規程

〔 令和3年4月1日 〕
制 定

(趣 旨)

第1条 本規程は医療創生大学学則（以下「学則」という）及び医療創生大学大学院学則（以下「大学院学則」という）に基づき、医療創生大学学部学生及び医療創生大学大学院学生（以下「学生」という）が守るべき事項について定めるものとする。

(暫 約 書)

第2条 本学の学生になろうとする者は、誓約書を提出しなければならない。
2 本学の学生となった者は、前項の誓約を守らなければならない。
3 保証人は保護者又はこれに代わる者で、保証する学生の身上及び学費の納入について、その責に任ずる者とする。
4 学生は、保証人を変更したとき又は保証人が住所等を変更したときは速やかに届出なければならない。

(学 籍 簿)

第3条 学生は、必要事項を学籍簿に記入して入学後速やかに提出しなければならない。
2 学籍簿の提出後、記載事項に変更のあった場合は速やかに変更届を提出しなければならない。

(学 生 証)

第4条 学生は、入学の際に学生証の交付を受けるものとする。
2 学生は、常に学生証を携帯し、本学教職員から求められたときには直ちにこれを提示しなければならない。
3 学生は、学生証を紛失もしくは汚損したとき又は記載事項に変更が生じたときには所定の手続きにより、再交付を受けなければならない。
4 学生証は、他人に貸与または譲渡してはならない。
5 学生は、卒業・修了、退学又は除籍等により学籍を失ったとき及び有効期限を超過したときは速やかに学生証を返却しなければならない。

(学 費)

第5条 学生は、学則第50条及び大学院学則第41条に基づき、所定の金額を学費として納入しなければならない。
2 学費は入学時を除き、次の納入期限までに納入するものとする。
前期学費納入期限 4月30日
後期学費納入期限 10月31日
3 前項の納入期限までに学費納入が困難な者は、延納願を大学が指定する期日までに提出しなければならない。
4 学費未納、かつ、延納願の提出のない場合は、授業を受講してはならない。
5 延納願の提出があった場合において、次の期限を過ぎて学費納入がなかった場合、除籍とする。
前期学費延納期限 8月31日
後期学費延納期限 1月31日
6 納入期限の期日が金融機関休業日の場合、金融機関の前営業日までに納入するものとする。

(学費未納による除籍)

第6条 学則第48条又は大学院学則第39条により除籍となった者の除籍日は、死亡した場合を除き学費が納入された学期の末日とし、除籍決定日は学長決裁日とする。
前期学費未納除籍日 前年度3月31日
後期学費未納除籍日 9月21日

(休学、退学、復学)

第7条 学生は、学則第44条、同第46条又は大学院学則第36条、同第38条に基づき休学、退学をしようとする場合には、チューター教員（大学院学生の場合は指導教員）又は学年主任、学科長との面談の後、所定の用紙を事務局に提出し、所属学部の教授会（大学院学生の場合は所属の研究科教授会）の議を経て学長の許可を受けなければならない。
2 次の休学申出期限までに休学を申し出た場合、学則に定められた在籍手数料を納入することによって休学することができる。ただし、期限を過ぎて休学を申し出する場合、申し出時において学費が納入されていないなければならない。
前期及び通年休学の申出期限 5月30日
後期休学の申出期限 11月30日
3 学則第44条5項又は大学院学則第36条2項により復学する場合、大学が指定する期間内に復学願を事務局に提出しなければならない。
4 休学中の学生が、前項の復学手続き又は休学期間の延長の手続きを行わなかった場合、休学期間満了をもって除籍とする。

(健康診断)

第8条 学生は、毎年1回以上定期的又は臨時に健康診断を受けなければならない。

(学 友 団 体)

第9条 学部学生が学内において団体（以下「学友団体」という）を設立する場合は、所定の用紙に規約又は会則を添えて提出し許可を受けなければならない。
2 前項の学友団体の設立にあたっては、本学の専任教職員のうちから顧問を定めなければならない。
3 学友団体は、学友会に所属することとし、別に定める学友会規約を遵守しなければならない。

(活動の制限等)

第10条 学友団体が次の各号の事項に該当するときは、学長は当該学友団体の活動を停止することができる。
(1) その行為が本学の定めた諸規則に違反し、又は学内の秩序を乱し、若しくは教育研究活動に支障をきたす恐れがあると認められるとき。
(2) 学友団体の活動中に事故が発生するなど、その運営が適正に行われなかったとき。
(3) 学友団体の会員が不祥事に関係し、かつ、それが当該学友団体の活動と密接な関連があったとき。

(学生の施設利用)

第11条 学生又は学友団体が、学内施設を占有して使用しようとする場合は事務局に届出し許可を受けなければならない。
2 施設の使用にあたっては、時間を厳守し、使用後は用具を戻し清掃を行わなければならない。
3 学内の施設及び工作物を故意に汚損、撤去及び破壊した場合には、学生懲戒規程に基づき処分するとともに損害を弁償させるものとする。

(課外行事の開催又は参加)

第12条 学生又は学友団体が学内又は学外において行事を行う又は参加しようとする場合には、実施の7日前までに（海外については2ヶ月前）までに事務局に活動届を提出し許可を受けなければならない。

(海外渡航)

第13条 学生が海外渡航（留学生においては帰国）する場合には、出発日の10日前までに事務局に海外渡航届を提出しなければならない。

(通 学)

第14条 学生が自動車及び自動二輪車等を使って通学する場合は、事務局に届出し許可を受けなければならない。
2 自動車及び自動二輪車等を駐車する場合は、大学が指定する駐車場を使用しなければならない。

(事故等の報告)

第15条 学生又は保証人は学生が交通事故その他の事故又は事件の当事者になった場合は、速やかに事務局に報告をしなければならない。

附 則 この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は令和7年4月1日から施行する。

研究生規程

〔昭和63年4月1日〕
制 定

(趣 旨)

第1条 医療創生大学学則(昭和62年4月1日。以下「学則」という。)第59条第2項による研究生について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため研究主題を定め、特定の教員の指導を受けて研究する者をいう。

(入 学 資 格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

(出願手続及び入学許可)

第4条 研究生として入学を希望する者は、別に定める手続を経て入学願書を学長に提出するものとする。

2 研究生の入学は、学科長、学部長を経由して教授会の議を経て、学長が許可する。

(入 学 時 期)

第5条 入学の時期は、学年又は学期始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合は、この限りではない。

(研 究 期 間)

第6条 研究期間は、1年以内とする。ただし、研究上の必要が認められた場合には、正規学生の研究及び指導に支障のない限り延長を許可することがある。

2 前項の期間の延長を希望する場合には、別に定める期日までに理由を付して所定の書類を提出し学長の許可を得るものとする。

(研 究 報 告)

第7条 研究生は、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科長、学部長を経由して、学長に提出するものとする。

(研究証明書)

第8条 研究生には、研究証明書を交付することができる。

(研究生の退学及び除籍)

第9条 研究生が中途退学しようとするときは、指導教員、学部長を経由して学長に願出しなければならない。

2 研究生で研究の実があがらないとき、又は研究生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて除籍する。

(雑 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

(準 用)

第11条 前各条以外の規定については、学則を準用する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

研究生申込手続要領

1. 出 願 資 格

大学を卒業した者又は本学がこれと同等以上の学力があると認める者であって、研究主題を定め、本学において特定の教員の指導のもとに研究しようとするもの。

2. 出 願 書 類

- (1) 検定料納入票(所定用紙)
- (2) 医療創生大学研究生願書(所定用紙)
- (3) 履歴書(所定用紙、写真を貼ること。)
- (4) 出身学校卒業証明書(本学の卒業者は、不要とする。)
- (5) 可否通知送付用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用の切手を貼る。)
- (6) 健康診断書
- (7) 所属長の承諾・確約書(在職中の者)
- (8) 外国人の場合は、前各号のほか次の書類を必要とする。
ア 外国人登録原票の写し(在留資格及び在留期間の記載のあるもの)
イ 身元保証書(日本在住者のもの)

3. 検 定 料

25,000円 願書受付日に納入すること。

4. 願書受付期間・受付場所

[通年・前学期] 2月1日から2月28日まで

[後 学 期] 7月1日から7月31日まで

ただし、外国人の受付期間については、この限りではない。

受付は、教務学生課とし、受付時間は10時から15時までとする。

5. 選 抜 方 法

原則として書類選考とする。ただし、必要があれば、面接を行う。

6. 指導教員(専任講師以上)

指導教員は、研究内容により当該学部で定めるものとする。ただし、特定教員の指導を希望する場合は、あらかじめ当該教員の内諾を得ておくことが望ましい。

7. 入学の時期及び期間

入学の時期は、学期の始めとする。期間は、1年以内とする。

[通 年] 4月1日から3月31日まで

[前 学 期] 4月1日から9月30日まで

[後 学 期] 10月1日から3月31日まで

ただし、研究生規程第5条により、学期の途中で入学が認められた者は、月初めの1日からとする。

8. 合 格 発 表

合格、不合格とも本人あてに郵送で通知する。

[通年・前学期] 3月中旬

[後 学 期] 8月中旬

9. 研究指導料

総合医療学部理学療法学科 200,000円

総合医療学部看護学科 300,000円

総合医療学部心理学科 200,000円

総合医療学部作業療法学科 200,000円

生命理工学研究科 200,000円

人文学研究科 150,000円

指定の期間に納入する。ただし、研究に要する実費(実験、実習費等)は、別に追加徴収することがある。また、半期研究の場合の研究指導料は、2分の1とする。なお、途中入学者については、上記金額を月割りにより計算する。

参考事項

1. 合格者の手続

合格者は、所定の期間内に提出書類とともに研究指導料納入の手続を完了すること。指定期間内に手続しない場合は、棄権したものとみなす。

提出書類:

- (1) 研究指導料納入票(所定用紙)
- (2) 誓約書(所定用紙、保証人連帯とする。)
- (3) 本人の住民票原本の写し又は登録原票記載事項証明書(市区町村役場発行のもの)
- (4) 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm、裏面に氏名を記入する。)

2. そ の 他

研究期間が終了したとき、研究生は、その研究成果の概要を記した研究報告書を指導教員、学科長、学部長を経て学長に提出するものとする。

国家試験対策生規程

〔令和6年4月1日
制 定〕

(趣 旨)

第1条 医療創生大学学則(昭和62年4月1日。以下「学則」という。)第59条の2による国家試験対策生について必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 国家試験対策生とは、本学を卒業し、かつ、本学を卒業することで受験資格を得ることができる国家試験において国家試験を受験することを目的として学修する者をいう。

(入 学 資 格)

第3条 国家試験対策生として入学することのできる者は、本学を卒業した者でなければならない。

(出願手続及び入学許可)

第4条 国家試験対策生として入学を希望する者は、別に定める手続を経て入学願書を学長に提出するものとする。

2 国家試験対策生の入学は、学科長、学部長を経由して教授会の議を経て、学長が許可する。

(入 学 時 期)

第5条 入学の時期は、学年又は学期始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合は、この限りではない。

(期 間)

第6条 期間は、1年以内とする。ただし、必要が認められた場合には、正規学生の教育に支障のない限り延長を許可することがある。

2 前項の期間の延長を希望する場合には、別に定める期日までに理由を付して所定の書類を提出し学長の許可を得るものとする。

(国家試験対策生の退学及び除籍)

第9条 国家試験対策生が中途退学しようとするときは、指導教員、学部長を経由して学長に願い出なければならない。

2 国家試験対策生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて除籍する。

(準 用)

第10条 前各条以外の規定については、学則を準用する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

国家試験対策生手続要領

1. 出 願 資 格

本学を卒業し、かつ、本学を卒業することで受験資格を得ることができる国家試験において国家試験を受験することを目的として学修する意欲のある者。

2. 出 願 書 類

- (1) 国家試験対策生願書(所定用紙)
- (2) 可否通知送付用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用の切手を貼る。)
- (3) 所属長の承諾書(在職中の者)
- (4) 外国人の場合は、前各号のほか次の書類を必要とする。
ア 外国人登録原票の写し(在留資格及び在留期間の記載のあるもの)
イ 身元保証書(日本在住者のもの)

3. 申 込 期 間 ・ 受 付 場 所

[通年・前学期] 3月1日から3月31日まで

[後 学 期] 7月1日から7月31日まで

※受付は、教務学生課とし、受付時間は10時から15時までとする。

4. 指 導 教 員 (専 任 講 師 以 上)

指導教員は、当該学部で定めるものとする。

5. 入 学 の 時 期 及 び 期 間

入学の時期は、学期の始めとする。期間は、1年以内とする。

[通 年] 4月1日から3月31日まで

[前 学 期] 4月1日から9月30日まで

[後 学 期] 10月1日から3月31日まで

6. 指 導 料

200,000円

※薬学部、看護学部、健康医療科学部、心理学部、総合医療学部

※指定の期間に徴収する。なお、半期の場合の指導料は2分の1の金額とする。特別な事情により途中入学が認められたものにおいても上記の金額とする。

科目等履修生申込手続要領

1. 科目等履修生となるための資格・受講条件等

- (1) 受講可否判定のための選考試験（面接や筆記等）を行う。選考試験の内容や方法等については、受講予定者が単位取得を希望する科目の担当者が決定し、実施する。
- (2) 正科学生の教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り認められる。
- (3) また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
- (4) 受講生は1年間に30単位を超えて受講することはできない。
- (5) 受講期間は1年間とする。

2. 出願期間

通年・前期 3月11日～3月16日
後期 8月24日～8月31日
平日 9:00～16:00
土曜日 9:00～12:00

3. 手続方法

- (1) 所定の用紙に必要事項を記入し、出願期間内に教務学生課へ提出すること。
 - ・志願票-1（本学所定の様式）
 - ・志願票-2（本学所定の様式）
 - ・履歴書（本学所定の様式、必ず写真貼付すること）
 - ・健康診断（一般健康診断（学校保健法により、胸部レントゲン写真を検査項目に必ず含むもの、検査結果1年以内有効）
- (2) 選考結果については、通年・前期の履修を希望する者は3月末日までに、後期の履修を希望する者は9月中旬までに通知する。
- (3) 受講を許可された者は、通知後、1週間以内に登録料及び受講料を納入し、併せて誓約書及び受講証用の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚を提出すること。手続完了後、科目等履修生証を交付する。

4. 登録料

10,000円
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録料は返還されない。

5. 受講料

（1単位につき）10,000円
※本学卒業生の場合は「（1単位につき）5,000円」とする。
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として受講料は返還されない。

6. その他

受講する際は、必ず科目等履修生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに科目等履修生証を教務学生課へ返還すること。

聴講生申込手続要領

1. 聴講生となるための資格・受講条件等

- (1) 教養を深めることを目的として聴講を希望する者は学歴等の資格を問わない。但し、科目によっては受講可否判定の学力試験を課す場合がある。
- (2) 正科学生の教育に支障を生ずるおそれがないと認めうる場合に限り聴講生としての受講を認める。
- (3) 原則として実験・実習・実技を伴う科目の受講は認めない。また、受講者数に制限のある科目については余裕のある場合に限り認める。
- (4) 聴講生は1年間に30単位を超えて受講することはできない。
- (5) 聴講期間は1年間とする。

2. 出願期間

通年・前期 3月11日～3月16日
後期 8月24日～8月31日
平日 9:00～16:00
土曜日 9:00～12:00

3. 手続方法

- (1) 所定の用紙に必要事項を記入し、出願期間内に教務学生課へ提出すること。
 - ・志願票-1（本学所定の様式）
 - ・志願票-2（本学所定の様式）
 - ・履歴書（本学所定の様式、必ず写真貼付すること）
- (2) 選考結果については、通年・前期の履修を希望する者は3月末日までに、後期の履修を希望する者は9月中旬までに通知する。
- (3) 受講を許可された者は、通知後、1週間以内に登録料及び受講料を納入し、併せて誓約書及び受講証用の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚を提出すること。手続完了後、聴講生証を交付する。

4. 登録料

10,000円
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として登録料は返還されない。

5. 聴講料

（1単位につき）6,250円
※休講及びやむを得ない事由により受講できない場合は、その責を負わず、原則として聴講料は返還されない。

6. その他

- (1) 聴講科目の単位認定は行わない。
- (2) 受講する際は、必ず聴講生証を携帯すること。期間の終了後、又は何等かの理由により受講を中止する時は、直ちに聴講生証を教務学生課へ返還すること。

転部・転科に関する細則

〔平成23年4月1日〕
制 定

(趣 旨)

第1条 この細則は、医療創生大学学則(昭和62年4月1日)第43条に基づき、他学部への転部及び他学科への転科に関し、必要な事項を定める。

(定員及び選考)

第2条 学科の定員に余裕のある場合に限り、志願先の学部は、転部・転科を認めることができる。

2 転部・転科を認める場合は、志願先の学部が選考を行う。

3 選考方法については、志願先の学部でこれを定める。

(出願資格)

第3条 転部・転科しようとする学生の転入学年及び出願資格については、志願先の学部で定める。

(出願手続)

第4条 志願者は、所定の転部・転科願及び出願書類に検定料を添え、志願する学部の学部長に提出しなければならない。

(転部・転科の許可)

第5条 転部・転科の許可は、判定会議、及び志願先の学部教授会の議を経て学長が行う。

2 転部・転科を許可された者は、在籍学科の学科長を通じて転部・転科届を在籍学部長に届け出なければならない。

3 転部・転科を許可された場合であっても、志願者が転部・転科する時点において出願資格を満たしていない場合は、転部・転科の許可は無効とする。

(在学年数)

第6条 志願者が転部・転科した際の在学年数は、転部・転科前に在籍した学部・学科の年数を通算することができる。ただし、修業年限が異なる学部・学科間での転部・転科の在学年数については転部先の学部において審議のうえ、定めることとする。

(単位の認定)

第7条 志願者が転部・転科前に修得した単位の認定は、修得単位の認定に関する細則(昭和62年4月1日)を準用する。

(学 費 等)

第8条 第4条に規定する検定料は、別に定める。

2 志願者が転部・転科した際の授業料等学納金は、志願学部又は志願学科の当該年次に定められた額とする。

(雑 則)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

(改 廃)

第10条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和7年3月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和8年3月1日から施行する。

再入学に係わる内規

第1条 再入学とは、大学を途中にてやむを得ない理由により退学した者又は除籍となった者が、再び大学に戻る場合を言う。

第2条 再入学の許可は、退学理由等を審査し、教授会の議を経て学長が行う。ただし、退学又は除籍後2年以上を経過している者にあつては学力検査を課すものとする。

第3条 再入学できる課程等は、当該希望者が退学又は除籍時に所属していた学科等とする。ただし、退学又は除籍時に所属していた学科等がない場合は、当該学科等に相当する学科等とする。

第4条 再入学できる学年は、当該希望者が退学又は除籍時の学年またはそれ以下の学年とする。

第5条 再入学を許可された者の入学時期は、前期又は後期の学期の始めとする。

第6条 再入学を許可された者の、すでに修得した科目及び単位は、審査のうえ、その一部又は全部を認める。

第7条 再入学を許可された者の授業料等学納金は、再入学を許可された学籍のものとし、入学金は徴収しない。

学校法人医療創生大学
個人情報保護への取組みについて

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1 基本方針

近年、社会の高度情報化に伴い、個人情報保護についての意識が世界的に高まってきており、わが国においても、平成17年4月1日より個人情報保護に関する法律が施行されました。学校法人医療創生大学（以下「本法人」という。）では、個人情報は個人の重要な財産であり、その適切な利用と保護は極めて重要であると捉え、本法人で業務に従事するすべての者が、個人情報保護に係る法令を遵守し、学生及び保護者、教職員、卒業生等の個人情報を正確かつ安全に取扱うことにより、本法人関係者の個人情報を守り、社会の信頼に応えていきます。

2 組織体制

本法人は、基本方針を具体化するため、以下の活動を行います。

1. 業務に従事するすべての者は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。
2. 個人情報統括責任者を選任し、本法人の個人情報の取扱いを統括させるとともに、運用に関する責任及び権限を与え、個人情報の適正な取扱いを確保します。
3. 個人情報管理責任者を大学及び法人事務局に選任し、大学及び法人本部における個人情報の適正な管理を行います。
4. 関係する個人及び企業等に対し、本基本方針の目的達成のための協力を要請します。
5. 本基本方針は、本法人のホームページ等に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態とします。
6. 本法人で定める個人情報保護に係る規程等を継続的に改善します。

3 個人情報の取扱い

【収集・目的】

個人情報の収集にあたり、その目的を明らかにするとともに、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な限度に限定し、適切に取扱います。

【保管管理】

収集した個人情報は、本法人で定める規程等に則して、適切に保管・管理します。

【安全対策】

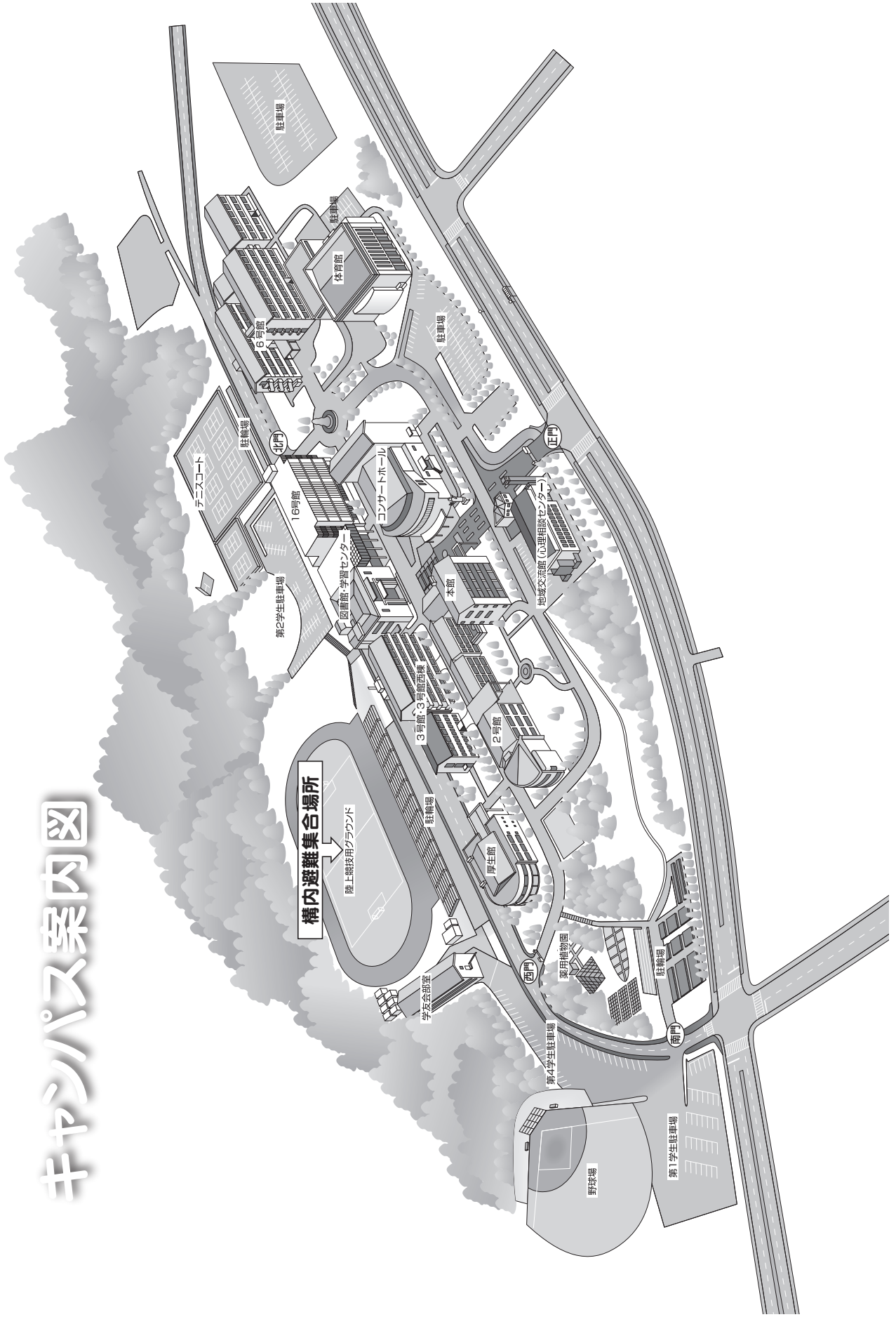
個人情報の正確性及び安全性を確保するため、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を実施し、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の予防に努めます。

以上

上記の内容を踏まえ、医療創生大学では、以下の目的で個人情報を取扱います。

- ① 本学の研究・教育に利用する。
- ② 学生の指導・助言に利用する。
- ③ 本学の教育改革・教育改善に利用する。

キャンパス案内図



1. 「履修の手引」は、みなさんが学業を進めていくうえで必要不可欠な履修に関する事項を収録したものです。卒業時まで使用します。
2. 「履修の手引」は、ガイダンスおよび履修や進級・卒業要件等に関する質問・相談時には、閲覧できるようにタブレットや自身で印刷したもの等を持参してください。
3. 「履修の手引」の内容の一部が変更されることがあります。その場合はC-Learning等でお知らせします。

履修の手引（総合医療学部）

2026年度入学者用

2026年4月1日 発行

医療創生大学

〒970-8551

福島県いわき市中央台飯野5-5-1

TEL 0246(29)5111(代)

非売品

学籍番号					
氏名					